

平成28年9月
大竹市議会定例会（第3回）議事日程

平成28年9月6日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3		一般質問	
第 4	認 第 4 号	平成27年度大竹市水道事業会計決算の認定について	生活環境付託 (一 括) 生活環境付託 生活環境付託
第 5	認 第 5 号	平成27年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について	
第 6	認 第 6 号	平成27年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定について	
第 7	議案第46号	教育委員会委員の任命の同意について	即 決
第 8	議案第47号	大竹市立公民館設置及び管理条例及び大竹市立公民館使用条例の一部改正について	総務文教付託
第 9	議案第48号	市道路線の廃止及び認定について	生活環境付託
第10	議案第49号	平成28年度大竹市一般会計補正予算（第2号）	総務文教付託 (一 括) 生活環境付託
第11	議案第50号	平成28年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
第12	議案第51号	平成28年度大竹市一般会計補正予算（第3号）	総務文教付託
第13	平成28年意見書第2号	次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出について	即 決
第14	平成28年請願第2号	少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元にかかる意見書採択について	総務文教付託
第15	平成28年陳情第2号	港町ポンプ場の移転までにおける対応についての陳情	生活環境付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 一般質問

○出席議員（16人）

1 番	児 玉 朋 也	2 番	末 広 和 基
3 番	賀 屋 幸 治	4 番	北 地 範 久
5 番	西 村 一 啓	6 番	和 田 芳 弘
7 番	大 井 涉	8 番	網 谷 芳 孝
9 番	藤 井 馨	10 番	山 崎 年 一

11番 日域 究
13番 寺岡 公章
15番 田中 実穂

12番 細川 雅子
14番 原田 博
16番 山本 孝三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市長
副市長
教育長
総務部長
市民生活部長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建設部長
上下水道局長
消防長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
総務課危機管理監
企画財政課長
産業振興課長併任農業委員会事務局長
自治振興課長
市民税務課長
福祉課長
保険介護課長
監理課長
土木課長
都市計画課長
上下水道局業務課長
上下水道局工務課長
総務学事課長
生涯学習課長
選挙管理委員会委員長

入山 欣郎
太田 勲男
大石 泰修
政岡 浩
青森 和成
米中 伸泰
坪浦 安希雄
平田 靖
西岡 和範
吉岡 浩二
高津 尚美
三原 英也
中川 克彦
吉原 学
豊原 しのぶ
金子 隆文
佐伯 晶則
香川 茂広
山本 和彦
中司 繁喜
北林 正則
古賀 光弘
野崎 哲也
橋村 相子
平池 相子

○出席した事務局職員

議会事務局長
局長補佐兼議事係長

福重 邦彦
三浦 暁雄

会期決定について

平成28年9月大竹市議会定例会（第3回）の会期を、次のとおり定める。

平成28年9月6日提出

大竹市議会議長 児玉朋也

自 平成28年9月6日

15日間

至 平成28年9月20日

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
9. 6	火	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期決定 ・一般質問 ・一般議案上程（即決・付託） ・意見書案（即決） ・請願、陳情上程（付託） ・散会
7	水	(予備日)		
8	木	休 会	総務文教委員会	付託案件審査 10時～
9	金		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
10	土			
11	日			
12	月		基地周辺対策特別委員会 小方地域まちづくり対策特別委員会	10時～
13	火			
14	水		議会運営委員会	10時～
15	木			
16	金			
17	土			
18	日			
19	月			
20	火	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・一般議案委員長報告（表決） ・請願、陳情委員長報告（表決） ・閉会

平成28年9月大竹市議会定例会(第3回)

一般質問通告表

- 1 16番 山本孝三 議員
質問方式：一括

介護保険制度について

総合事業の計画・内容の準備は、どう取り組まれていますか。

また、保険事業において、被保険者に対する給付・サービスの現行の維持・負担軽減への市の取組みを求め市長の見解を伺います。

マイナンバー制度について

制度施行後、現在どのような利用や活用状況でしょうか。

また、個人情報保護対策の強化・利用範囲の拡大などについて説明を求めます。

- 2 4番 北地範久 議員
質問方式：一問一答

大願寺地区造成事業の現状について

学校関連用地・住宅用地と小方ヶ丘地区の開発が進められてきたが、北側大区画の計画の状況はどのようになっているのか。

都市計画道路接続開通に伴う交通安全対策等について

都市計画道路南栄下白石線及び油見中市線の接続開通に伴い、交通量の増大が見込まれるが、交通安全等の対策はどのように考えられているのか。

大竹駅周辺整備事業の現状と今後の対応について

JR旅客・貨物との交渉も基本的な合意ができたように聞き、事業の早期着工・早期完成が望まれるが、今後の対応はどのように考えられているのか。

雨水対策事業の現状と今後の対応について

今年度具体的に対応する予算がついたことで、雨水対策の一日も早い対策が望まれるが、今後の対応はどのように考えられているのか。

- 3 11番 日域 究 議員
質問方式：一問一答

大切なことは議会ファースト(f a s t)ですか。

市民の代表である議員で構成する市議会。市の重要な施策の決定に際しては、まず議会で説明する、これが議会 f i r s t。議会が後回しで良いはずがありません。しかし、その施策で実際に影響を受ける市民については、政策立案段階で意向を聞くなり、理解を得るなり、これは同時に必要です。大竹市はその部分が足りません。同時に議会説明も足りません。何よりも議会 f a s t で考える時間が足りません。大願寺土地売却の問題以降、議会説明直後に議案を提出して一気に採決という悪弊が常態化しました。この問題点を質します。

再度、大竹市選挙管理委員長に再点検作業の実態を問う。

6月議会では委員長にご出席いただけませんでした。7月には選挙管理委員のお一人

が辞任されるという事態に至りました。今度こそ委員長にご出席いただき、改めて昨年の市議会議員一般選挙における異議申出事件について、実態を明らかにしたいと思いません。

4

14番 原田 博 議員

質問方式：一問一答

犯罪被害者等支援条例の制定について

先月の神奈川県相模原市緑区の障害者施設「津久井やまゆり園」で、入所者19人が殺害された事件、凶悪な犯罪は、安全確保の難しさなど、私たちは、大きな衝撃、精神的ダメージを受けました。

また、事件をめぐり、厚生労働省は、有識者による検証チームを設置し、今秋の再発防止策の取りまとめに向け、議論を進めていますが、政府内では、『検証結果を待たずに、できることから対応を』求める声もあり、施設の安全を強化するハード面の整備を急ぐことになりました。

さて、公法専攻の吉木栄先生は、犯罪被害者救済に関する一考察と題した記述の中で、現代社会は、社会関係の複雑化と価値観の多様化にともない、犯罪態様も多様化し、一般的に理解し難い犯罪が氾濫している。

例えば、通り魔殺人のように、客体は不特定で、かつ有責性を伴わなくても、犯罪被害者となりうるという現状である。このような犯罪被害に遭遇したとき、われわれは、どこまで精神的・経済的損害回復ができるというのであろうか。犯罪被害者は、犯罪によって、自己の安定していた生活を破壊され、身体的、心理的、財産的な損害を被る。その被害者化の過程で、様々な変化がもたらされるが、犯罪被害者の多くは、自己に加えられた侵害がきちんと処理されることを望んでおり、それが実現されなければ、被害者の正義感情・応報感情は、切り裂かれるということになると指摘されています。

然しながら、私たちが一番に望むことは、犯罪や事故がないまち、安心安全なまちの実現であり、大竹市民としても、その状況が永遠に続くことが望ましく、一義的には、啓発・見回り・声掛けなど、地道な活動から、結果として、犯罪・事故の防止、抑止などが継続されていくことが望ましいとわたくしは、考えます。

ご承知のように、平成16年法律第161号として制定された「犯罪被害者基本法」第8条1項には、政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めなければならないこととされています。

これに基づき、平成17年12月に犯罪被害者等基本計画、所謂（いわゆる）第一次基本計画が閣議決定され、平成23年3月には第二次基本計画が策定されました。

その後、計画期間を平成28年4月1日から32年度末までの5か年とする第三次犯罪被害者基本計画（以下第3次基本計画）が平成28年4月1日に閣議決定、策定されました。

また、犯罪被害者基本法、犯罪被害者等基本計画が、第一次・第二次、そして第三次と、計画・推移している状況下、広島県内市町の対応は、

1. 犯罪被害者等施策主管課・総合的対応窓口の設置状況は県内23市町では100%の

確定ですが、

2. 犯罪被害者等支援条例の制定・見舞金などの導入は、残念ながら、県内では、呉市ただ一つだけです。

加えて、公共住宅の入居に際して配慮を行う制度に関しては、優先入居を実施しているのは、広島県、広島市、本市を含め、15自治体となっています。

更には、犯罪被害者等基本法には、国の責務、地方公共団体の責務などが示されており、地方公共団体の実行が問われます。

その一つが、犯罪被害者等基本法第16条居住の安定であり、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅への入居における特別の配慮等、必要な施策を講ずるものとあります。

ついては、本市としても犯罪被害者が直ぐにでも発生されるものではありませんが、不幸にもそのような状況に陥った時、犯罪被害者等の支援のための基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が、受けた被害の軽減を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とした、犯罪被害者等支援条例の制定を考える時だと思えます。

つきましては、犯罪被害者等支援条例の制定への、入山市長のお考えを問います。

地域包括ケア構築に向けた市長のお考えを問う

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるとのうたい文句・象徴として掲げられた地域包括ケアシステムの構築が急がれています。

今回の改正では、要支援者の訪問介護と通所介護が市区町村の事業となりました。併せて、元気高齢者など広く住民が地域で交わり、支え合う仕組みづくりを目指す方向性も示されました。

そもそも、このような改正に至ったのは、財政的な要因が一番です。

また、年々と増加していく社会保障費の財源確保とした消費増税が先延ばしされたことは、今後の財政運営に大きく影響していくことには、間違いはありません。

然しながら、限られた財源を有効に活用し、制度を持続可能なものとし、よりよい暮らしとなるよう新しい方向性が示されました。

具体的には、専門性が必要な介護は、しっかりと専門職・事業者が支え、日常生活支援はできるだけ、住民やボランティアの主体的な互助活動で支えていこうというものです。

さて、国が目指す支え合いによる地域包括システム、実現への当面の目標年度は、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年度問題です。

その年度は、団塊世代だけではなく団塊ジュニアが65歳を向かえる時でもあり、その後の2040年度までを、視野にいたれた取組が必要と考えます。

果たして、2025年度を目途に、地域包括ケアシステムが構築できるのか。互助・助け合いの地域活動が強化できるのか。アドバルーンだけで終わるのか。それらの実行には、厳しいものがあります。

私としても、したいと思ってもできない。お世話になりたくない・迷惑を掛けたくない

いと考えても、人様に、施設に、行政に頼らないようにと願ってみても、できることにも当然のことながら、限界もあるだろうし、地域包括ケアシステムの実現のためにと大上段に構えても、専門的サービスと共に、地域で支え合う仕組みをどう充実させていくのか、支え手なのか、支えられる人なのか、年齢的にも、身体的にも中途半端な立場、立ち位置に差し掛かろうとしている私の前の不安が心を過（よぎ）ります。

繰り返しとなりますが、いつまでも元気であり続けたいというのは、誰しも抱く感情ですが、意に反して、介助がなければ生活ができないという状況にいつなるとも限りません。そのような場合の備えは、いかがなものなのか。

地域包括ケアシステム構築に向け、わたしたち市民は、どのようなことに心がけていかなければならないのでしょうか。市長の思い、お考えをお示してください。

5

10番 山崎年一 議員

質問方式：一問一答

子どもの貧困対策について

1) 8月に実施された「ひとり親世帯が望むアンケート調査」の進捗状況と今後の取り組みを問う。

2) 子どもの貧困対策の支援制度から漏れている世帯の発見と子供の貧困の実態把握について問う。

岩国基地の諸問題について

1) 岩国市などが要望していた試験飛行が8月11日に、E A18Gグラウラーで実施されました。騒音測定結果と試験飛行の評価について問う。

2) 米空母艦載機訓練が、硫黄島の天候不順で岩国などへ代替え指定されました。期間は27日～30日でした。午前10時～午後10時。予備基地訓練指定について市長のお考えを問う。

3) 国は8月22日、米国が岩国基地に最新鋭ステルス戦闘機F35を配備すると岩国市・山口県に伝達しました。本市への伝達について問う。

4) 空母艦載機移駐後は訓練が岩国基地で行われます。空母と岩国基地を結ぶ着艦資格取得訓練(CQ)はどのように行われるべきと考えますか。

6

13番 寺岡公章 議員

質問方式：一問一答

キャリアスタートウィークの状況と成果、今後の展望について

大竹市で本格的にキャリア教育が実践されはじめて今年で11年になります。

学校現場や教育行政は、毎年大変なご苦勞をして生徒と事業所を結んでこられました。

平成18年度の教育要覧を拝見しますと、当時鳴り物入りで始まったこの事業ですが、それ以降年代を追ってみると、字面上でのその存在感は徐々に薄くなってきており、近年では道徳教育の「体験活動の充実」という言葉の中に包含されているのを読み解くのがやっとです。

この事業の有為性を好意的に捉えている者の一人として、この10年間の成果、近年の状況、また今後の展望についてうかがいます。

7

3番 賀屋 幸治 議員

質問方式：一問一答

小島雨水滞水池の現状分析と評価について

大竹市の雨水対策の中で大竹第一排水区の最下流に位置する小島雨水滞水池は、戦前より小島潮遊池として上流域の雨水調整機能を担っている。しかし近年に於いて市街地の都市化が進み、地球温暖化による気象変動で記録的な豪雨被害が全国的に発生しており、本市でも雨水対策の充実が必要である。そこで、小島雨水滞水池が今後も重要な役割を果たすためには現状能力についてどのように分析し、どう評価しているのかを問います。

8

12番 細川 雅子 議員

質問方式：一問一答

小方地区における「人づくり・まちづくり」の進め方について

大竹市の教育目標は「大竹を愛するひとづくり」であると認識しています。そして、社会教育において教育実践の最前線が地区の公民館です。

地区公民館の活動は、地域課題、地域の学習ニーズをとらえた学習活動を通じて、個人の自立（律）を目指すとともに、地域の絆を強め、まちづくりにも寄与しています。

市長は、今議会で、小方公民館の廃止を提案しています。

施設の整備後は、「地域福社会館（仮称）」として、高齢者福祉に軸足を置いた施設として市民にお使いいただくとのお考えのようです。

近年の地域課題と本市の目指すまちの姿を併せて考えると、地区公民館に寄せる期待と果たすべき役割は右肩上がりです。

小方公民館を廃止して、活動の場は残りますが、そこに人は配置されません。小方地区における「人づくり・まちづくり」の進め方について市長にお尋ねします。

- ①本市の社会教育の目標
- ②地区公民館と地区公民館職員の役割
- ③小方地区での「人づくり・まちづくり」の進め方

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより平成28年第3回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、会期決定について、一般質問通告表、諸般の報告について、意見書案第2号、請願陳情集、一般質問参考資料（日域議員、賀屋議員）を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

定例会招集に当たり、市長から挨拶があります。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会で御提案させていただきます議案について申し上げますと、平成27年度大竹市水道事業会計決算の認定についてを始め、平成27年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について、平成27年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定について、教育委員会委員の任命の同意について、条例の一部改正について、市道路線の廃止及び認定について、平成28年度大竹市一般会計の補正予算など合わせて8案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、2番、末広和基議員、3番、賀屋幸治議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（児玉朋也） 日程第2、会期決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月20日までの15日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 一般質問

○議長（児玉朋也） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためお願いをしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は、質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来例により、5分前一打、1分前2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

16番、山本孝三議員。

[16番 山本孝三議員 登壇]

○16番（山本孝三） それでは、通告の順序に従いまして、質問をさせていただきます。既に皆さんも御承知のように6月定例会以後、私たちを取り巻く政治状況等非常に激しい動きでございます。また例年どおり、自然災害においても九州から東北、北海道に至るまで大変な被害を受け、多くの犠牲者を出しておりますが、この場から哀悼の意を表明したいと思っております。

また、それとは逆に今オリンピックの後を受けまして、御承知のように広島カープが24年ぶりに優勝するんだというふうなことで、私たちの近しい人や多くの方が大きな期待を寄せているということも含めて、市民の多くの皆さんがいろいろと日常生活の上で、心配をなさっており、また喜びをかみしめたり、将来への期待をもたれたりしているさまざまな問題があるかと思っておりますが、本席では一つは介護保険制度について執行部の皆さんの取り組みの状況、またこれからの留意すべき事柄について、市長からの見解をいただきたいと思っております。

介護保険制度につきましては、御承知のように法律の改正が行われまして、これまで介護保険の給付を受けていた要支援1、2の方が給付から外される、こういう事態になります。しかし、大竹市は保険給付から外された要支援1、2の皆さん方のこれ以上の重度化を防ぐということで、2年間の猶予をおいてその対応策に取り組むということで、ことしが2年目の既に年半ばでございます。このままいけば来年4月から猶予期間を過ぎて、国の方針どおりに、要支援の方の心配をよそに負担の増大と重度化に向けてのなすすべもない状況で、負担を強いることになるのかどうか、私は心配をいたしております。多くの介護を必要とする皆さん方も心配の声が絶えません。そこで、お伺いしますが、2年間の猶予期間をおくということで、その後の取り組みを鋭意なさっておると思うんですが、現時

点でどういう状況にあるのか、そのことについて説明をいただきたいと思います。これが1つ目です。

それから、皆さんも御承知のように国のほうでは、介護保険制度にかかわって次から次へと介護を必要とする皆さんへの負担の増を求める方向が打ち出されており、今現在でも、厚生労働省の介護保険検討部会では、今度は要支援1と2だけではなくて要介護1、2の方にも利用料を2割に引き上げる、あるいは自己の負担上限を医療保険の現役並み所得者と同じ水準に引き上げる。さらには40歳から60歳が負担する保険料の計算方式を見直しをして、収入に応じた総報酬制を導入する。そして、介護を必要とする人たちへの自己負担を一層大きくして、国の負担を軽減するという方針を打ち出し、そのことが今厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会の介護保険部会で検討をされています。御承知のように、本席に配付された意見書が皆さんにも目にとまっておると思うんですが、この意見書にもありますように、介護を必要とする人たちが今まで福祉用具を借りて、健常者と同じような生活を営めるように制度が制定されましたが、この問題も要支援1と2については自己負担、さらにはこれを要介護1、2にも拡大をします。こういうことが打ち出されようとしておるわけです。そのことに関しては多くの自治体、政府に対してそんなことをやれば、重度化が進んで逆に介護保険の費用負担を増大させる。あるいは医療費を増大させる結果になるという意見が相次いで決議をされて、政府機関に送付されているのが現状でございます。

このようなことについて、私は国が例えそうであっても現場で苦勞している自治体の段階で幾らかでもこういう負担の軽減を和らげる。介護保険を皆さんに活用してもらい、本人はもちろんですが家族の皆さんの負担も軽減する。こういう立場を貫いてもらいたいと思うんですが、相次ぐ介護保険制度の上での介護者に対するこうした負担について、市としてはどのようにお考えになるのか。またこれからの保険制度の事業運営にあたって、どういう姿勢で取り組まれるのか。市長の見解を伺いたいと思います。

それで1つ具体的にお聞きしてみたいんですが、今申し上げました福祉用具の貸与の制度、その目的理念について改めて考えてみる必要があると思うんですが、担当者のほうでこの福祉用具の貸与の現状、これを含めて一つお考えを聞かせてもらいたいんです。理念がはっきりすれば、国が方針を出しても自治体段階でそれを和らげる。幾らかでも介護を受ける皆さんに役立つ。そういう方策を追及するのも、自治体の役割でもあると私は思っておりますので、本席で福祉用具の貸与に関する理念。このことを担当課のほうでは、実際の現場の実態を見て、どのようにお考えなっておるかを一つ聞かせていただきたいと思っております。

続いて、マイナンバーの問題について伺いますが、御承知のようにこのマイナンバーも住民基本台帳カードと同じような鳴り物入りで法律が施行されました。昨年10月以来、ことしの1月含めて既に大まかには社会保障の分野、税務行政の分野、さらには災害等に対応する分野でのこのマイナンバーカードが活用、運用されるということになっておりますけれども、具体的にお伺いするんですが、ことし1月1日を始点としてカードの登録申請発行ということに作業としてはなってきたと思うんですが、大竹市ではこのマイナンバー

カードの通知を全市でどれくらい発行されたか。それでそれを受け取った市民の皆さんが、具体的にはどれだけ登録申請をされたのか。まずそこから聞かせてもらいたいと思います。それで運用面では、社会保障の分野、納税の分野、税務行政の分野、あるいは災害対策の分野で市民から言わせれば、どういう利用件数があるのか。行政側からすれば、どういう運用状況にあるのか。その実態について、この場で一つ明らかにしていただきたいと思います。

それでこの問題については、国のほうでは矢継ぎ早に運用の拡大を図るということで、いろいろ議論がされておるようですが、運用開始から半年余りですけれども、国が目標とした登録件数、これは半分にも満たないというふうなことがマスコミ報道であるんですが、大竹市では一定の普及目的をもって対応をされておるんだと思うんですが、これは国が集約した集計結果が、目標の半数にも満たないということを発表しておりますから、全国の自治体から上がってきた数字を集約してると思うんですが、市としてはその辺のことについては特別の目標なり、取り組みをなさっておるのかどうか。このことも含めて一つお願いをいたします。

それでこのマイナンバーガードの問題で一番心配されるのが、個人情報に国家権力が一点に集約するわけですから、プライバシーも何もあったもんじゃない。この問題については、全国あっちこっちで既に裁判沙汰になっておりますけれども、それはともかくとしてこの秘密の漏えい、いわゆる個人情報が漏えいするという心配が多くの方の皆さんの声として、いまだに聞かれます。私もそのことに関しては、非常に危惧をしておりますし、年金の漏えい問題から始まってその後もこうした不祥事は後を絶っておりません。そこで、この個人情報の漏えい問題、一人一人のプライバシーにかかわる問題がどこまで保護されるのか。そのことに対する対応策は、どのようにされたかということをお尋ねをしたいと思います。

それで、自治体ごとに特定個人情報保護評価なるものを実施することになっておって、大竹市は既にこの特定個人情報保護評価を実施をしたというふうな3月議会で答弁をいただいておりますが、住民基本台帳に関する全項目評価書、これは実際にあれだけ大きな税金を投入して、住民基本台帳いわゆる住基カードですね。これの登録を進めて取り組んできましたが、登録件数は大竹市でも当時の世帯からすれば、わずかな世帯、わずかな市民しか登録をしてない。こういう結果になっておりますが、そのことについて自治体ごとに全項目評価書、これを公表することになっておるようですね。それは住基カードの運用が果たして本当に国が旗振りしたような利便性があったのか。投資に見合う効果があったのか、そういう検証をする上でも必要とされて、全項目評価書を作成し、これを市民に公表することになつてくるようですが、大竹市はこの評価書を作成してるんですか。今時点で市民に公表できますか。聞くところによると、全国の自治体でわずか152の自治体しか公表しないということが、マスコミ報道で指摘をされております。このことも含めて御答弁をお願いします。

それから、費用の問題ですが、御承知のようにことし3月の予算議会では、マイナンバー制度にかかわる主な費用として、番号システム整備事業委託料2,157万円。それから個

人番号対応システム導入業務委託料253万6,000円。このマイナンバーにかかわる費用だと私は理解してはいますが、サーバー機器保守委託料685万5,000円。合計で3,000万強の費用が当初予算に計上されて、その予算の中での執行がされているというふうに思うんですが、運用分野が広がればこの費用負担というのは、当然自治体の負担ひいては市民の負担になってくるというふうに思うんですが、今現在先ほど申し上げた3分野の運用以外に新たに国からの運用拡大の項目なり、行政分野における具体的な示唆なりあったのかどうか、そのことを含めてマイナンバー問題に関する登壇しての質問を終わらせていただきます。

御答弁をよろしく願いをいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 長寿高齢社会が進行し、少子化がますます進みます中でこれから大きく変わろうとする、いや変わらざるを得ない介護保険制度。そして運用の拡張が期待されますマイナンバー制度。皆様の暮らしに直結するまさに国民全体の関心事ともいえます大きなテーマを捉えまして、身近な問題として御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、山本議員の介護保険制度についての御質問にお答えいたします。まず1点目の介護予防、日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業についての現在の進捗状況でございます。本市では平成29年4月から総合事業に移行する予定でございますが、総合事業が開始された後は要支援1及び要支援2の認定を受けている方は、予防給付による訪問介護及び通所介護ではなく、市町村が行う事業を受けることとなります。この市町村事業となる新たな仕組みでは、住民主体の集いの場を始め、現行の予防給付と同様の訪問サービスや通所サービス、現行のサービス基準を緩和したサービスなど、幅広いサービス設定を行うことが可能とされています。これまでも平成29年3月末までの猶予期間において、こうしたサービス基盤の整備を行うと申し上げてまいりましたが、現在も引き続き仕組みづくりを行っているところでございます。

具体的な取り組みとして、まず住民主体の集いの場については、元気な高齢者から体の動きに制限がある方も取り組める「いきいき100歳体操」を活用した取り組みを広めるべく、ボランティア団体等が行っているサロンや自治会、老人クラブなどへの働きかけを行っております。しかしながら、介護予防に関しては平成28年度末までに十分な準備を整えることは難しい状況ですので、総合事業が開始された後も常にこうした働きかけは継続して行っていかなければならないと考えております。

一方、現行の訪問サービス及び通所サービスに変わるサービスについては、総合事業開始後も要支援認定を受けた方が、これまでと同様の訪問サービスや通所サービスを受けることを可能にする予定であり、現在はこうした仕組みづくりのための準備作業を継続して行っているところでございます。取り組みの手法として、行政のみでつくり上げた仕組みとならないよう実際に介護サービスを提供している事業者からの意見も参考とするため、事業者が定期的集まる場を活用して意見交換などを行っています。また、近日中に訪問及び通所事業を行っている事業所に対し、直接総合事業に関する意向を確認するとともに

意見や希望などを伺う機会を設ける予定であり、これらの意見等を参考にしながら準備を進めていきたいと考えております。

続きまして、介護保険制度の改正に関する御質問ですが、現在平成30年度からの次期改正に向け、厚生労働省の社会保障の審議会、介護保険部会において制度の持続可能性の確保に向けた議論の中で、検討が行われているところでございます。これまでの審議内容を見ますと、要支援から要介護2までの方の福祉用具貸与サービスを原則自己負担とすることや、介護保険サービスの利用者負担割合が2割となる方の拡大などの検討がなされており、利用者から見れば負担が増す方向での議論が多いという印象を受けます。まだ議論が始まったばかりですので、現時点では市としての具体的な対応策を講じているものではありません。ただ、このたびの福祉用具貸与のように個人ごとの状態でなく、要介護度のみをもって一律にサービス利用に制限がかかるような改正が検討されていることについて、現場サイドの声としてサービス利用を控えることにより、自立生活を阻害するのではないかと懸念や、かえって要介護状態を悪化させる恐れがあるとの意見を聞くことがございます。本市としては、こうした意見があることを踏まえつつ、今後も国の動向を注視し、他の保険者と連携しながら、対応を見きわめていきたいと考えております。

次に2点目のマイナンバー制度についてお答えいたします。制度施行後の通知カードは、平成27年10月5日時点で大竹市に登録されている1万2,874世帯、2万8,023人に対して、地方公共団体システム機構から世帯ごとに送付されています。また、マイナンバーカードは平成28年8月31日現在で2,292件交付しています。

次にマイナンバーカードによる利便性の向上についてでございます。マイナンバーカードの利用方法につきましては、個人番号を証明する書類としての利用、本人確認の際の公的な身分証明書としての利用、また所得税などの電子申告ができることなど現段階ではまだ利用できる場面は多くありません。しかし、制度が導入されることで市民の皆様においては、マイナンバーの記載とカードの提示で申請に必要な書類が少なくなり、また行政においても書類を点検する手間が省けるというように事務が効率化されるようなことが、将来的には期待されます。今後マイナンバーの利用範囲が拡大していけば、システムの改修などでさらに経費が必要になるのではないかと御心配についてでございます。市が新たにシステム化する必要のある業務を行うことになれば、経費が発生することは予想されますが、現在のところ具体的な業務の想定はございません。

最後に個人情報保護対策でございますが、国の示す新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に対応するために、マイナンバーを利用する事務系のシステムと他のシステムのネットワークを分離するアクセス制御を今年度実施いたします。また、端末を使用する際にパスワード以外の本人確認として、静脈認証の導入やマイナンバー利用端末において、個人情報が含まれるデータの持ち出しをできないように設定するなどの内部不正対策の徹底も実施いたします。

なお、インターネットに接続している端末と各種業務を処理するシステムを分断し、外部からの攻撃リスクに対応することも示されていますが、これにつきましては既に対応できております。機器の導入や設定により、マイナンバーを含めた個人情報の流出や不正ア

クセスを防ぐことが可能となりますが、市内においてもこれまで以上に個人情報取り扱いについて、注意が必要となりますので国から発表されたガイドラインに従って、情報漏えいなどのセキュリティ対策をしっかりと施す必要があると考えております。

以上で、山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 保険介護課長。

○保険介護課長（佐伯隆文） それでは、介護保険制度におけます福祉用具貸与についてでございます。平成28年7月の実績を申しますと、要支援1が74件、要支援2が66件、要介護1が109件、要介護2が157件、要介護3が76件、要介護4が33件、要介護5が26件、合わせて541件となっております。この実績を見ますと比較的軽度要介護2までがかなりの数になっております。これをもちまして福祉用具の貸与の実績で介護度が抑えられているのではないかとというふうに推察されますので、この制度におきましては今後も有効に利用できればいいのではないかとというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） 今市長から答弁いただいたんですが、一番私が心配している大事な部分で聞き漏らしたのではないかと思うんで、もう一度確認の意味で市長の答弁を聞きたいんですが。自治体に移行する新総合事業、これは全市的に見てまだ準備が整っていない。しかし、市としては現行の要支援1、2の皆さんには現行よりサービス給付こうした対応を後退はさせない。そのことも選択肢として市としては、現行サービスの維持に努めるといふふうに聞こえたんですが、そういう理解でよろしいんですか。

それで、全国的に見ても国の方針どおり機械的にやれば、多くの介護を必要とする皆さんがさらに困難に陥り、家族も含めて苦勞がふえる。ひいては介護の重度化を促すことになる。こういう声が多くあります。私が今ここにもってるさいたま市のことがちょっと紹介されとるんですが、埼玉の社会保障推進協議会というのがありまして、この協議会の皆さんと市のこの事業担当者との意見交換会が、8月の半ばだったと思うんですがもたれまして、そこで社会保障推進協議会のほうからは、要支援と認定された人の通所や訪問介護これを給付から外すようなことを国はやったけれども、市としてはそういうことをしないで、猶予期間が過ぎてもこれまでどおりの対応を維持してほしいとこういう要望をなされて、市当局もその要望にこたえて、要支援1、2の皆さん方に対するサービスは法改正前の水準を維持したいと。それから大事なことは、介護保険制度にかかわる厚生労働省のガイドラインなるものが示されまして、市はそのことについては忠実にガイドラインに沿っての対応をするということをして3月の議会でしたか、答弁があったんですが、そうじゃなくてあのガイドラインの中にある否定的な部分はやっぱり取捨選択して、実際の段階では介護を必要とする人たちへの安心できる事業として取り組んでほしいということを私は機会あるごとに申し上げているんですが、このことに関してもさいたま市は介護度の認定、これに当たって、認定を客観的に必要とするものの立場に立って公正にやると。ガイドラインで示しておるような重度を軽度に落としてみたり、あるいは必要とする人たちの申請を窓口でふり落とすようなことはしない。こういう答弁をはっきりしておられるんです。

私はこれはごく自然の当然のことだというふうに理解したんですが。こういう市の段階での明確な方針と理念を堅持して、取り組もうとしてるところもあります。先ほど市長が答弁されたように、要支援1、2を新総合事業にもってきて、介護のサービス給付は後退するようなことがないように取り組みたいというその言葉を確認したいんですが、よろしいですか。そういう理解で。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 先ほども申し上げましたように、これまでと同様の訪問サービスや通所サービスを受けることを可能にする予定でございまして、現在こうした仕組みづくりのための準備作業を継続しているということで、御答弁を申し上げます。

ただ、保険制度でございまして。負担される方と給付を受けられる方、このバランスがきちっと必要でございまして。それがバランスが崩れたときには、今度は市民の皆様方の税金を投入して、これを支えていくような形になってきます。税金は当然払われる方の負担でございまして。給付がふえればふえるほど、税金をふやさざるを得ないというバランスをこれからとっていく時代が来るというふうに考えております。そういう中で、市民の皆様方の御負担とそれからお困りの皆様方への給付というそのバランスをしっかりと考慮しながら、制度をきちっと確立していくように努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） それで介護に関して、大竹市の方針では2年間猶予をおいて、要支援1、2の皆さんのこれからの対応策、それから支える側のやっぱり人的な配置なり要請なり、どういう構想でやるかということを含めて猶予期間をおかれたというふうに思っておりますが、たまたま先日阿多田に行く機会がありまして、あそこで今100歳体操というのを週土日2日間やっておられるんですが、私も同僚議員と3人で勉強に行かせてもらう機会をもちました。94歳という御婦人を最高齢者として、十数人の御婦人の皆さんが集まって、ちょっと1時間余りビデオで体操をやるのをリーダー格の人が紹介してその体操をやったんですが、我々も参加しましたが私もその体操をやってみて、日ごろ動かしてない肢体のこの運動がどれだけ大事なかということを痛感した。汗が出るぐらいやっぱり体を動かすことの日常的にはなさが痛感されるようなことで、勉強になりました。問題はこういうことを全市的にどう広げるかという取り組みを私は担当のほうで苦勞してやっておられると思うんですが、その辺のことをもう少し詳しく聞かせてもらいたいのが一つと、それからマイナンバーに関しては、先ほど登壇して申し上げましたことに関して、答弁がなかったと思うんですが、これはどういうことです。全項目評価書いうのがつくってあるんですか。そのことを答弁もらいたいんですがね。つくってあるんならこれは公表すべきなんですが。できます。公表が。

そのことと行政から言えば、マイナンバー制度の運用ですね、これは具体的に何を何で運用したか。どうもはっきりしないんですが、現在全世帯に発送した発送件数はどれだけ、登録件数がどれだけなのか、そういうことをもう一度はっきり聞かせてもらいたいんですが。実際の運用実態がわからないで、マイナンバーが利便性があるあるようなかけ声ばかりでは、市民の皆さんも納得できんと思うんですよ。実態をまず明らかにして、ど



ここに問題があるかということも含めて、行政側の検討なり、このマイナンバーが本当に利便性を普及するというのなら実感としてそれが市民に伝わるようなことにならなければ、意味がないと思うんですね。相当にこれ費用を投入する結果になろうかと思えますよ。ですから今申し上げたことについて、はっきり答弁してください。

○議長（児玉朋也） 保険介護課長。

○保険介護課長（佐伯隆文） 100歳体操の関係でございますが、阿多田地区のほうで今実施していただいております。これにつきましては、興味や関心を示された自治会を中心に取り組みの働きかけを行っているところでございます。

また、本年6月25日に開催されました自治会連合会の総会においても、事業内容のPRをさせていただいておりますので、引き続き活動内容についてPRをして進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 市民生活部長。

○市民生活部長（青森 浩） 先ほどの評価項目書につきましては、基礎評価項目につきまして今ホームページのほうに掲載しておりますので、どなたでも見れるようになっております。

それからマイナンバーカードにつきましては、先ほど通知カードにつきましては全世帯、全市民の方お送りしたということは今答弁させていただきました。そのうち、その通知カードを受け取って、それからマイナンバーカードを申請された方は2,718件ほど申請をされております。

それから1回目の御質問では、目標というふうな御質問もあったと思いますが、目標については特に定めておりません。今現在2,700人程度ですので、希望が非常に少ないということですので、今後いろんな場面でマイナンバーカードを使うという場面が出てくると、徐々にふえてくるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） 特定個人情報保護評価書の全項目評価のことについてでございます。この特定個人情報保護評価書というのは、しきい値評価というのをを行います。自治体によって規模が違いますから、全部の自治体に全項目評価をお願いしているものではありません。うちの場合、しきい値調査をしました結果、基礎項目評価書の公表をしなさいという分類にされますので、今市民生活部長が申し上げましたとおり、基礎項目評価書こちらを公表しているところでございます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） 保険介護課長にちょっとお願いするんですが、せんだって阿多田に行ったということを紹介しましたが、阿多田には老人集会所というのがあるんです。それであの漁村センターですか。段差の問題だとかトイレの改修の問題などについて、参加された人の中からも自治会長からもいろいろ要望的な意見が出されましたが、そういうことに対しても配慮して援助できることは援助してあげるといふのも大事なんじゃないかと思

うんですが、現地行って施設の状況見たことあります。

○議長（児玉朋也） 副市長。

○副市長（太田勲男） 阿多田地区につきましては、漁村センターを老人集会所として活用されております。現地のトイレ、スロープ等につきましては、現在検討中でございますので、もう少しお時間をいただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 続いて、4番、北地範久議員。

〔4番 北地範久議員 登壇〕

○4番（北地範久） 大竹新公会の北地でございます。昨年議会に送り込んでいただき、1年が経過いたしました。まだまだ力不足ではございますが、一生懸命頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今回は大竹市の新たな展開の実現に向け、大竹新公会を代表いたしまして質問させていただきますので、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

大竹市の長い歴史の中で、最近の大竹市を見てもと課題として取り組まれてきた2つの事業がここ2、3年の間で、大きく展開されました。一つは大竹港港湾事業の一環として、この港湾用地の埋め立て土砂、土取り場の跡地活用とした大願寺地区造成事業でございます。現状を見ますと今や小中一貫校としての小方学園や給食センター、これらの教育環境施設が整備され、教育環境も充実し明るい子供たちの声が響き渡っています。また、宅地も183区画が造成され、売却も着実に進み残りも後6区画と伺っているところでございます。8月1日現在、185世帯654名の方が生まれ、今や小方ヶ丘という一つの町が形成されました。この宅地造成においては、約46%の方が市外から転入されたということで、大竹市の人口減も多少の歯どめともなり、昨年10月に策定されました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に向けた第一弾のようにも思われます。

そしてもう一つ大きく展開されたのは、白石地区にあるハローワーク付近の都市計画道路南栄下白石線及び油見中市線の道路改良工事が着手されたということでございます。この事業は、昭和32年に都市計画決定され、昭和63年に現状の一部を残し、裁判ということもあり、長い間事業がとまっていたものですが、地権者の皆様には大変な御負担をおかけいたしました。最終的には和解に至らず、市の民事代執行、県の行政代執行という形での解決ということになりました。現在工事も進められ、近々工事も完了と聞いています。この都市計画道路2路線がつながることで市内の道路網の整備はもちろんのこと、緊急車両の通行、災害時の避難経路、公共下水の整備、保育所への通所等、地域の皆さんにとっては大きくまちづくりの展開ができたのではないかと考えています。

この2つの事業は大竹市の長年の課題であり、いつかは解決しなくてはならないものとして取り組まれてきましたが、この2、3年の間で現状のように大きく大きく展開されました。このことが入山市政の大きな業績として、大きく評価したいと思っております。しかしながら、大願寺地区造成事業の売却につきましては、造成地北側に約1ヘクタールの大きな区画がまだ残っています。民間に売却したということで、市としても見守るしかないのですが、土地の活用について何か進展はないのでしょうか。このスペースが埋ま

らないことには、この宅地開発も完成ということにはなりません。何か情報でもあれば、御紹介いただけないでしょうか。

また、南栄下白石線油見中市線につきましては、間もなく道路がつながるということで大変便利にはなりますが、交通量がふえることも想定され、地域住民の皆様からは周辺には、住宅や市営アパートなどの住環境と保育所や小学校、中学校などの教育環境の中で通所通学路もあり、また保育所も送迎時には混雑が発生することもあり、現在でも大型車両が通り、危険を感じているのにますます危なくなると安全性に危機感を募らせていると伺っております。道路開通に伴う安全対策をどのように考えられているのか、お伺いいたします。

こういった新たな展開を見せた事業の反面、なかなか形の見えてこないものもあります。一つは大竹駅周辺整備事業でございますが、この事業は昭和32年に都市計画決定がされ、平成7年に当初事業認可を受け、事業が始まりました。JR西日本、JR貨物と協議も進められ、計画協議、事業用地の取得など進めてまいりましたが、JRとの協議では旅客と貨物が競合する駅で自由通路をつくるにしても100メートルもあるロングスパンになるという特殊要件もありましたが、昨年の決算委員会の中でも質問させていただきましたところ、諸条件をクリアし基本的事項の合意ができ、工事完成は平成34年末が目標との答弁をいただきました。とはいえ、基本的事項の合意ができたことは、これからの事業の進展に大きく大きく展開できたのではないかと、やっと具体的に詰めの段階に向かって動き出せるときがきた、そのように感じております。JRとの基本的事項の合意が得られたことも大いに評価いたしたいと思っております。この事業につきましては、平成17年5月には栄地区自治会連合会の皆様から、また平成20年には大竹市身体障害者福祉協会及び大竹市シニアクラブ連合会から大竹駅及び駅周辺のバリアフリー化、橋上駅の実現等についての陳情が議会に提出され、採択もされました。それから8年が経過し、ことしの3月議会において、再度、大竹市身体障害者福祉協会から陳情が提出されました。このことは皆様からの整備促進を加速度的に進めてもらいたいという、そういう思い、願いのあらわれにほかなりません。

また、この陳情の中にもありましたように、ことし4月1日より障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行されました。この法律の中には、行政機関等事業者は社会的障壁の除去のため、必要かつ合理的な配慮を行うための環境の整備に努めなければならないという環境整備の規定もあり、なおさら早期にこの事業の完成が法律からも望まれています。今後もさらなるJR2社との協議、都市計画の変更とさまざまな手続や財源の確保、人員不足などいろいろな課題はあるとは思いますが、この事業が終わらないことには他の事業、例えば、小方新駅や都市計画道路でいえば駅前油見線、玖波青木線など、まちづくりの骨格的な事業に手をつけることはなかなか難しいのではないかと思います。プロジェクトを組むなど集中して取り組んでいただき、早期完成をお願いいたしますが、御見解をお願いいたします。

もう1点は、大竹地区の雨水対策についてです。

昨年の選挙の折にも、市民の皆様から大変多かった声のものです。やはり被害にあわれ

ると切実なものがございます。先輩議員、同僚議員の皆さんからも議会のたびに質問が出ていましたのもこの声の多さからだと思えます。そのことを受けての今年度の予算措置とは思いますが、(仮称)新町白石線概略検討業務が計上されました。大竹小学校前から本町保育所の横を通り、小瀬川に向けてのルート検討業務ではございますが、まずは道路を確保してバイパス管を埋設し、雨水の分散を図ることを検討する計画のように聞いております。

当面の間は、このような計画と南栄地区の水路断面の確保をするという計画のようですが、この計画にいたしましてもまだまだ時間はかかりそうです。毎年のようにゲリラ豪雨がやってきます。想定外という状況もよく耳にし、そのたびにどこかで冠水する状況です。そのたびに市民の皆さんから、どうにかしてくれという声が聞こえてきます。

先ほどの大竹駅周辺整備事業のこともあります。財政も大変厳しい状況にあることも承知しておりますが、市民の財産を守ることは重要な責務です。今年度、具体的に対応する予算がついたことで雨水対策元年と位置づけましょうか。一日も早い対応、解決が望まれますが、今後の予定を合わせ、見解をお願いいたします。

今後の大竹市の新たな展開として、大竹駅周辺整備事業及び雨水対策事業は欠かせない根幹事業と考えております。市民の皆様からは、一日も早い実現に向けて動いてもらいたいとの声も大きく、質問させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、登壇しての質問でございます。市民の皆様にもわかりやすい御答弁のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(児玉朋也) 市長。

[市長 入山欣郎 登壇]

○市長(入山欣郎) 本市が直面しておりましたこれまでと、そして直面しておりますこれからのまちづくりの重要課題につきまして、しっかりと整理をされた上で御質問をいただきました。ありがとうございます。

まちの姿が変わろうとするとき、また変えようとするとき、そのタイミングをしっかりと見きわめる必要があろうかと思えます。その一方で、長い期間を要する事業であっても、ゴールを見据えて一歩ずつでも取り組みを進めておくことも、また同様に大変大切だというふうに考えております。こういった視点を持ちながら、これからもまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

御質問ありがとうございます。

それでは、北地議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の大願寺地区造成事業の現状についてお答えいたします。

小方ヶ丘北側の区間の計画状況についてでございますが、御質問の場所は、平成26年2月の生活環境委員協議会で情報提供させていただきましたエポックワン有限会社が開発行為を行い、現在更地のままになっている土地のことと思われれます。当該用地につきましては民有地でもありますので、土地所有者が何を建築する計画があるか問い合わせたところ、2階建て60床の老人施設を今年秋から建築開始予定との返答でございました。この場で、当初提案がございましたように、老人施設を建設してくださることに対しまして感謝をし

たいというふうに思います。

2点目の都市計画道路の道路継続開通に伴う交通安全対策等についてお答えいたします。

都市計画道路南栄下白石線及び油見中市線の道路改良工事につきましては、現在施工中でございます。今回整備改良する区間におきましては、幅員12メートルの車道の両側に幅員2.5メートルの歩道を整備する計画としております。今回の改良区間前後の整備済み区間と比較しますと歩道付近は広くなっており、安全な歩行空間が確保できるものと考えております。

今回整備いたします区間のうち交差点部につきましては、交差点であることがわかりやすいよう反射板や道路照明の設置、交差点での減速を促すための道路標示等の安全対策を計画しております。また、公安委員会との協議により、交差点部に横断歩道を2カ所設置する予定としております。

3点目の大竹駅周辺整備事業の現状と今後の対応についてお答えいたします。

大竹駅周辺整備事業は、自由通路と駅舎との一体化、駅の橋上化、東西駅広場の整備改良により大竹駅の公共交通結節点の機能改善と向上を図るもので、平成26年度にこれらの施設を整備していくことで関係する鉄道事業者と基本的事項の合意を行っております。

以後、平成26年度に作成した基本設計案をもとに、事業実施に向けて関係鉄道事業者と協議を行っておりますが、事業区域がJR西日本とJR貨物の用地にまたがることから、調整に時間を要しております。

なお、この基本設計案は、関係する鉄道事業者の意見も聴取しながら作成したものであり、計画の基本的な部分についてはおおむね了解を得られているものと認識しており、現在は事業費の削減策について協議を行っております。

自由通路や駅舎等の整備完了時期につきましては、平成27年9月の生活環境委員協議会で報告させていただきましたとおり、平成30年度前半の完成を目指しており、早期に工事着手できるよう、引き続き、関係鉄道事業者と協議を行ってまいります。

今後、鉄道事業者と基本設計案や概算事業費などについて一定の整理ができ、了解を得られた段階で事業の概要について議会に報告をさせていただきたいと考えております。

最後に、大竹地区の雨水対策につきましてお答えいたします。

大竹地区における雨水対策は、これまでも一般質問等でお答えしておりますが、特に大竹第1排水区における新町雨水排水ポンプ場の整備につきましては、周辺地区の生活環境向上や土地の有効活用を図るため、道路と一体的に整備することとしています。

議員から御指摘のとおり、今年度において、(仮称)新町白石線概略検討業務の予算を計上し、道路線形や既存道路の接続など概略検討を行うものとしており、今後、道路計画と下水道計画の整合性を精査しながら進めていきたいと考えております。

以上で、北地議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長(児玉朋也) 北地議員。

○4番(北地範久) 御答弁ありがとうございました。

それでは、まず1点目の大願寺地区造成事業でございます。

市長の丁寧な御答弁ありがとうございました。かなり突っ込んだ御答弁でございました。

ありがとうございました。この秋から着工ということなので、民間での動きが出始めたということでございます。これが完成すれば、この造成事業の売却部分も完了のように思えます。今後もよい町並み、環境を維持していただけるようによろしく願いいたします。

つけ加えれば、隣接するその大区画の北側にあります進入路部分に当たりますけども、卸場川の親水公園ですね、ちょっと荒れているように思えますので、多少手を入れていただいでですね、明るい小方ヶ丘のイメージをつくっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、2点目の都市計画道路の件でございますけども、安全対策いろいろ実施されていただきました。これも地元の皆さんともよくお話をされながら進められているように伺っておりますけども、今後ともまだまだ地元のほうにも要望があるようでございますので、協議して進めていただけるようお願いいたします。

ただ1点、歩道の件でございますけども、先ほど市長さんのほうからは、幅員が2.5メートルになって安全になったというお言葉をいただきましたけども、現況の道路の歩道については1.5メートル未満ということで、狭いところでは1.25メートルと、今度の改良の歩道の約半分という幅員のところもございまして。しかも宅地に入るところの切り下げがかなり多くて、またこの勾配もきついということの中で、現場を私、見に行ったんですけども、歩道を歩かずに車道を歩く方がたくさんいらっしゃいました。この歩道につきましては、昭和40年代、50年代の整備された道路でございますので、当時の基準ではこれでオーケーだったんでしょうけども、現在では歩きにくく、大変狭い歩道となっております。こういった歩道、いつかはどうかしたいなと市長さんは思っておられるんでしょうけども、この辺について何かお考えがあればお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 土木課長。

○土木課長（山本茂広） ただいまございました歩道が狭い、通りにくいという部分でございます。

今ありましたけど、現在、歩道については昭和40年代の基準ということで、当然狭うございます。これから新基準で部分的な改良をしようというケースを想定しますと、最近では自転車帯とかありますが、用地的な問題というのがまず出ます。それから、今の排水構造物、これは雨水であったり下水であったり、これと、ある一定の改造は出ますので、全体的に今、大きく改良というのがしばらく困難であるかなということになります。マイナスばかりの回答になってしまうんですが、当面につきましては、市民要望について、出入り口のこととかよく要望がございますので、これについては日常の維持管理の中で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 北地議員。

○4番（北地範久） ありがとうございました。土木課長の苦しい答弁でございましたけども、市内にはこういった旧基準の歩道がたくさんあるということで、課題があるという認識をいただいたということでございます。前段でも申し上げましたように、今年度から障害者差別解消法も施行されましたので、安心安全の観点からも、できるところから早急に

対応をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

これからは一日も早く新しい展開を見せていただきたい事業でございますけれども、3点目の大竹駅周辺整備事業でございますけれども、スケジュールについては今の答弁では30年度前半に完成ということで、私は34年度末とっておったんですけども、市長さんの30年度前半ということは33年度もあり得るのかなという理解をしていきたいと思っております。

しかしながら、JRとの基本的事項の合意、これができたということは今までとは状況が数段違って来たというふうに思います。総合戦略の意味合いにおいても加速度的に事業を進めるのは今だというふうに感じておりますので、そのためにも職員の皆さんが事業に集中できるような体制の充実など、お考えはいかがでございましょうか。

よろしくお願ひします。

○議長（児玉朋也） 建設部長。

○建設部長（坪浦伸泰） 大竹駅周辺整備事業を加速的に進めるために、組織体制の充実などについてはどのようなお考えかという御質問についてお答えします。

大竹駅周辺整備事業の進捗促進し、早期に整備効果を発現するためには、関係する鉄道事業者でございますJR西日本、JR貨物ほか関係機関との密接・円滑な計画調整が必要不可欠でございます。このように当該事業につきましては、協議・調整が必要になる機関も多く、また事業規模も大きいことから、相当な事務量があると認識しているところでございます。また、鉄道施設が関係するという事業の特殊性もあることから、これら事業を円滑に進めていくためにも、議員御指摘のとおり、組織体制づくりは重要な課題として考えていきたいと思っております。

○議長（児玉朋也） 北地議員。

○4番（北地範久） ありがとうございます。部長が言われるとおりでございまして、この事業の事務量、規模からしても体制づくりはぜひ必要と思われまますので、市長さん、十分な御検討のほうをよろしくお願ひいたします。

人口減少の大竹市にとっては、歯どめをかける「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、この中心的起爆剤となる事業というふうに考えておりますので、また、よろしくお願ひします。また、市民の皆様からも、先ほど申し上げたように、陳情も出されております。一日も早い着工・完成を要望されておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の4点目の雨水対策でございますけれども、雨水対策はなかなか時間がかかりそうな、これからというところで、今後を見守りたいと思っておりますけれども、立戸地区についても、今年度、調査費が予算化されて調査が始まるようでございますけれども、この立戸地区についての今後の予定についてお伺ひいたします。

○議長（児玉朋也） 土木課長。

○土木課長（山本茂広） ただいまございました立戸地区に対する雨水対策でございます。

わがまちプラン、それと総合戦略のほうで、5カ年計画の中で位置づけています。

場所なんです、具体的には玖波青木線、立戸郵便局より約100メートルばかり広島寄りに寄ったところなんです。若干周りよりも地面が低いところで、豪雨によりまして数年に1回は道路冠水する箇所でございます。この低い箇所に対しまして、線路方面なんです、

流末の排水施設を整備することで冠水する範囲と時間の軽減を図っていききたいという計画にしております。

今年度なんですけど、調査設計、早ければ来年以降、現場調整、地元調整もありますが、工事着手できていけばいいという中で5カ年での計画をしております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 北地議員。

○4番（北地範久） ありがとうございます。設計工事等5カ年というふうなことでございます。設計をこじやられて検討され、来年からできれば着工したいというふうなことでございましたけども、5年と言わず少しでも事業期間を短縮していただいでですね、早く完成するようにお願いいたします。

最近では、台風が北海道、東北と東日本と立て続けに襲い、大変な被害が発生しております。これは太平洋高気圧が例年のように張り出さなかった影響で、もしこれが例年どおりであれば、こちらの西日本のほうにも大変な被害が発生したのではないかというふうに思います。

確かに、基準以上の雨量ということもありますけども、現状の大竹市では、まだ整備が進んでいないために、基準雨量に達しなくても冠水の恐れは十分あるということで、市民の皆様の声が大きくなっているところだと思います。今年度、具体的に予算化されたことで一歩前進と評価いたしまして、市民の皆様の不安を少しでも早く解消できるようによろしくお願いいたします。

今後大竹駅周辺整備事業、雨水対策事業について、事業の進捗をしっかりと見守っていきたくと思いますので、よろしくお願いいたします。我々も協力できるところは協力いたします。新たな展開が少しでも早く見えるように、事業の早期着工、早期完成に向けて努力されることをお願いいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 続いて、11番、日域 究議員。

[11番 日域 究議員 登壇]

○11番（日域 究） それでは、市民の味方の日域でございます。会派を代表して質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

最初は、小方公民館に関する市民説明のあり方についてでございます。

社会教育施設等の再編については、平成24年でしたかね、総論が公表されてます。そして、平成27年、昨年、各論というふうな手順を踏んで計画が発表されてきました。しかし、その最後、今回の9月議会が最後の始まりかもしれませんが、この最後の姿は一体何だったんだろう、そういうふうな気がいたします。有終の美というよりか竜頭蛇尾という言葉もおかしいかもしれませんが、最後は余りきれいではありません。

公民館を廃止してそこに民間団体を入居させるのであれば、もっと丁寧な住民説明が必要だと思います。議会がさき、今回の通告でファーストということを書いたようなことを書いてしまいましたけど、議会が先とか市民が先とかではなくて、それ以前にもっと時間と詳しい説明が要る、そのように思います。



大きな変化を強いる場合には市民に説明し、その意見をくみ上げて最終案をつくる必要があります。今回の質問ですけれども、そもそも市民説明とはどうあるべきかという問題からお尋ねいたします。

市長はこの前もおっしゃいましたし、以前もそうですけれども、市民の代表である議員で構成するのが議会だから、議会説明こそが市民説明である。議会に説明して議案を通して全ての手続を終えてから、その結果を市民に丁寧に伝える、そんなふう聞こえるんですが、以上の私のまとめでよろしいでしょうか。

先ほど北地議員が大竹市の都市計画道路に絡んだ質問をされました。以前、ある方から聞いた話です。少々古い話ですけれども、計画されたにもかかわらず、測量もできずに消えた都市計画道路があります。なぜできなかったのか、その地区のある方に尋ねたら、彼が反対の張本人でした。

彼いわく、「市から集会所で道路の説明会をする旨の回覧が来た。他の市では、市長が地権者を尋ね、時にはコップ酒を交わしながら下交渉するとも聞いているのに、この大竹市のやり方は何だろう」、もちろんこれは彼に聞いた話ですから、事実かどうか詳細はわかりませんが、それで、その集会所での説明でそのことを自分が発言した途端に、その道路が中止になったというふうにかなり短くその方はしゃべってましたけどね、基本的な考え方があるのであれば信念を曲げずに最後までやるべきであると思いますし、これが大竹市の市民説明の昔から連綿と続く問題点なのではないかというふうな気がいたします。

今回の議案の南栄下白石線の再認定も確かに完成してよかったと思います。しかし、そもそもの計画と違うものができた段階では、要するに、地権者とのやりあいの中で何かを間違えたのではないかというふうな気がいたします。手続的にはあれでよかったわけですから、今回とりあえず利用ができるようになるのであれば、一つゴールにたどり着いたということではあります。

つまりですね、行政政策上の重要な問題について、まず基本計画があって、次に具体的なプランを立てるわけですけれども、そのときの市民説明はどうあるべきか、簡単に一言で言える話ではないと思います。しかし、崩してはいけないこともありますし、柔軟性を持って考える部分も必要です。そして、その進捗状況を適宜公表することも同時に大切です。柔軟性が必要といえども、基本計画にたがうものであってはいけません。

特に、豊かさを市民にどう配分するかが問題だった幸せな時代は過去のものとなり、このたびの公民館を廃止して機能変更を検討するという表現もなかなかすごい表現ですけれども、結局、新しい公民館を建てるという話ではありませんから。要するに、市民サービスを限られた範囲の中でどうやるかという非常に厳しい話ですね。この機能変更を検討するという表現も具体的に何を意味するかは市民にはもちろんわかりませんし、直接関与しない方であれば市の職員さんでもわからないと思います。それがふたをあけてみると、高齢者に対する労働政策を担う民間の広域団体が入居するという話が突然出てきました。同時に、改造予算もそれを見越した上での予算も今回出ております。この唐突なやり方は一体何だろうか。幾ら綿密にすぐれたプランを立てていたとしても、進め方としては大きな問題があります。

プランの中身については再質問に譲りたいと思いますが、まずは基本的な考えを尋ねたいと思います。

議会に対しても、考える時間も調べる時間も与えずに判断を迫るというやり方は、これは大きな問題です。市民に対してはそれこそ小方一丁目、二丁目、晴海くらいしか自治会長さんにも伝えてないという話ですけども、これを唐突に議会で全て決めて、後から決まったことをですね、「こう決まりましたから、議会は通りましたからお願いいたします。理解してください」というのが市民説明だとすれば、ここは大きな間違いだと思います。ぜひ、市長の考えを伺いたいと思います。

2番目です。2番目は、去年の大竹市議会の選挙のことでございます。

このたびは大竹市選挙管理委員会の委員長にお越しいただきましてまことにありがとうございます。裁判にまでなった昨年の大竹市議会一般選挙の問題につきまして、議会に対して説明が一切ないので、質問させていただくことにいたしました。

選管の対応がもっとよければ、ひょっとしたら裁判もせずに決着したのではないかと、そんな気がいたしますが、まずは我々は、選管に選挙については全てお任せしているわけですから、ぜひその経緯を聞いてみたいと思います。

さて、私自身は何度も選挙を経験してきました。しかし、一度たりとも選管を疑ったことはありません。昨年の市議会議員選挙では2票差で当落が分かれる珍しい状況になりました。そういう意味では、異議の申し出があってもしかりと感じます。

それでも私は選管を信じてました。ところが、広島高裁で県選管の裁定が何とひっくり返ったんですね。そこで、選管は一体何をやっているんだろう、そういう関心が私の頭の中に浮かんできました。

早速、大竹市選挙管理委員会に議事録の開示を求めました。すると、そこは驚きの連続でした。何よりも投開票事務ノートという本の存在です。

委員長は元校長先生ですから、学校になぞられて表現すれば、投開票事務ノートというのは学校の先生方が持っている教師用指導書、そんな気がいたします。これは私の印象ですけどもね。選挙事務のやり方から有効票・無効票の判断基準まで、多くの判例をもとにして示してあります。

私も以前、県知事選挙の立会人を務めたことがあります。そのときの経験からしても、ただ票の点検をするだけであって、何がどうだとかいう説明は一切なく、ましてや、投開票事務ノートのことも全く教えてくれませんでした。その点では、先ほど言いましたけど、先生方にとっての教師用指導書によく似ているんだろうか、そんなふうに感じます。公表しづらいという気がいたします。

さて、選管は委員長の下に事務局長さんがいて、その下に職員さんがいます。事務局長は委員長の指示を仰いで行動します。ところが、委員長さんというポストは常勤ではありません。異議申し出に際し、委員長の権限が正しく十分に行使されたかどうか、それによって責任が十分に果たせたのかどうか、問題を感じる部分です。

まず、最初に、異議申し出がありました。それを受けて一部開披点検、つまり1票1票開いての点検が行われております。一部ということは、北地候補、山本候補、北林候補、

そして無効票、その全てのことです。その中から8票を疑義のある票として選び出しております。そして、それを皆さんが1票1票検討しているわけですが、問題はそのチェックの中身です。

きょうお配りした資料の2枚目に疑義のある8票が載っています。これは選管の開示された議事録に載っていたものです。そのうちの最初の3票、1番、2番、3番だけをパネルにしてみました。今回からこういうものが許されたんで、早速つくってみました。これでございます。

問題はこの1、2、3ありますね。私、ずっと持っておくわけにいかないんで、1、2、3、よく覚えておいていただきたいと思います。

残りの5票は問題を感じませんから、パネルにはしませんでした。

次に、資料の1枚目に戻ります。それぞれの票の有効・無効を決める審査の様子が記録されています。公職選挙法では68条で次の各号のいずれかに該当するものは無効とするというふうに決めてあります。

簡単にそれを紹介すると、1番、所定の用紙を用いないもの、2番、公職の候補者でない者を公職の候補者となることができない者の氏名を記載したもの、3番、規定に反してされた届け出に係る候補者の指名を期待したもの、4番、一投票中に二人以上の公職の候補者の氏名を記載したもの、5番、被選挙権のない公職の候補者の氏名を記載したもの、このあたりまでは具体的にそういうことがあるのかどうか想定しづらいですけどもね、この場面までは、6番目です。公職の候補者の氏名のほか他事を記載したもの、この他事ということは、他の事って書きます漢字で。文字どおり、氏名以外の他のことを書いたら無効ということです。7番、公職の候補者の氏名を自書しないもの。つまり、ゴム印か何か持って行って、ぺんと押したんではだめということだと思います。8番、公職の候補者の何びとを記載したかを確認しがたいもの。字が読めない、そういうもんだと思います。

以上の八つのケースが示してあります。それを今回の疑問票に当てはめてみますと、さっきお見せしました第1番目ですね。最初の二つの文字がちょっと読みづらいですけども、そのあとは明確と言っていいと思います。「カカシ」と書いてあります。私にはそう読めます。この票に関して、北林 隆と書こうとした意思が認められるというだけ書いてですね、北林候補の有効票とされております。では、投開票事務ノートにはどう書いてあるでしょうか。

「カカシ」の最初の「カ」ですね。他事記載のような気が私はします。資料の4枚目の一番最後にあるように、一番最後の右側、字が足りないというケースは大幅に補って読むことが認められています。これは別に誰かが認めたんじゃなくて、裁判の判例を積み上げていくうちにできたんだと思いますが、足りない分はかなり補って読むんですね。そのかわり、余り字、余分なことが書いてあったら非常に厳しい。これがなぜかこの世界のルールになっています。その解説からすれば、この票は他事記載の可能性が高いと思います。

しかし、議事録を見れば、その次の分ですね、さっき言いましたカシ カシと書いてある片仮名のやつ、漢字と平仮名を交えた北地たかしと書いた2番目と3番目の票ですけども、それらは投開票事務ノートの記載をその検討の場に示して、ここにこうあるからこう

ですよね。普通考えたらですね、これまざって書いとるからこれは無効だろうという意見も書いてあります。しかし、こんな判例があります。だから、こうでしょうと言って審議をして、そうですよねと。最高裁の判例があるんだったらそうでしょうねということになっていますけども、それに比べて一番目の票はですね、そういう投開票事務ノートの該当部分を引用することなしに簡単に決めてある、そんな印象があります。この違いは何だろうという気がいたします。

とりあえず、壇上においてはそこまでにしたいと思うんですが、次は答弁をいただいから、また質問したいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 私は、市長に就任させていただいて以来、市民の皆様の代表でございます議会、そして、議員の皆様を大切に考えてまいりました。物事を決めるとき、スタート時点からゴールに至るまでの受けとめるスピード感は随分と異なるというふうに思います。スタートのころは説明を聞いても現実が乏しいため、また問題点と認識していないために印象に残りにくく、記憶も薄くなります。

逆に、後半になってまいりますと、加速度的に物事が進んでいくようなイメージを持たれることもあるかもしれません。そういう意味で、何をどのタイミングでお示しするのは常に気を使い、配慮して進めているところでございますが、改めて、そのことを考えさせられる御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、日域議員の御質問にお答えさせていただきます。

2点目の市議会議員選挙の再点検作業につきましては、後ほど選挙管理委員会委員長から答弁させていただきます。

小方公民館の廃止、機能変更に至る経緯について、改めて御説明させていただきます。

本市の社会教育施設等が幅広い市民活動の場として活用いただくとともに、大規模災害等における避難場所にも指定しております。しかしながら、旧耐震基準で建設された建物が多く、老朽化が進んでいるため、将来に向けて計画的に施設を整備していく必要がございます。そこで、利用実態などの現状と財政状況、人口動態の見通し等を踏まえ、再編における基本的な考え方として、平成24年3月に社会教育施設等の再編基本方針総論を、また総論の考え方に基づいて個別施設の方向性を示すものとして、平成27年4月に各論を作成いたしました。

この社会教育施設等の再編につきましては、議員の皆様に関心も高く、策定の前から現在に至るまで、複数の議員の皆様から一般質問や委員会で御質問いただき、その都度、考え方や方向性などを説明してまいりました。さらには、各論の作成時には、会派を中心とした個別の意見交換を経て最終決定に至るなど、丁寧に進めてまいりました。また、市民の皆様には、市広報に11回のシリーズ記事を連載し、再編基本方針の内容をわかりやすくお伝えしております。

総論では限られた人的・財政的資源で施設の機能を維持することを目的とし、設置目的

にとらわれず、利用実態や運営体制を踏まえて、機能の集約化、複合化により施設を社会資源として効率的に活用することとしています。その上で考慮する点として、市民主体のまちづくりを進めるための場として機能することを掲げております。

各論では、今後5年間の方向性を示した施設のうち、小方公民館については、その一部が岩国大竹道路の事業用地となることから大ホールを敷地内に再建することはできませんが、残る研修室部分について機能を見直す施設と考えるものとしています。このため、その活用のあり方については、全庁上げて取り組んでまいりました。

次に、利用されている方々への情報提供についてでございますが、定例的に利用されている皆様には、国への引き渡しのスケジュールを示した上で、集会所機能として利用されている小方3自治会には、今後どのような使い方を考えておられるのかを、会長を中心に伺っております。

また、趣味やスポーツの活動をされている団体とは、今後も活動を続けていただくために、工事期間中の代替施設や改修後の意向などについて率直な御意見を伺ってまいりました。

加えて、会議などで使用されている団体につきましても、情報を提供しております。

このように、実際に利用されている方々に配慮しながら、行財政システム改善推進本部において、この施設を有効に活用する方策はないか、どのような機能が必要となるのか、どのような管理運営すべきかななどの議論を重ね、地域福祉活動の場、住民活動の場、生涯学習活動の場、そして避難所の四つの機能を持つ施設として整備する方針を定めました。

管理者については、平成27年12月議会に提出されました高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援に関する陳情が本年3月議会において採択されたことも考慮していますが、公益社団法人大竹市シルバー人材センターは、地域福祉を推進する場として整備する方向性に合致する団体と考え、候補としてきたところでございます。

管理や運営の手法など、今後検討すべき課題もございますが、施設の整備内容を含め、おおむねの方向性のめどがついた段階で直ちに6月に議員全員協議会を開催していただき、皆様にお示しさせていただいたところでございます。

このたびの議会におきましては、大竹市立公民館設置及び管理条例及び大竹市立公民館使用条例の一部改正、さらには、新たな施設整備のための実施設計予算案を提出させていただいております。これは本年度の当初予算に計上しております大ホール解体工事が始まるため、10月から公民館の利用ができなくなることに伴うものでございます。

同時に、実施設計の予算案を提出しておりますのは、新たな施設整備にできるだけ早期に着手し、代替施設で活動していただく皆様への御迷惑を最小限にとどめたいとの思いからでございます。

議員の皆様には、各論が確定する前段で御意見を伺い、その後の方向性や整備方針等につきましても、関係者との協議の進捗を見きわめながらではありますが、できる限り早い段階でお示しするよう心がけてまいりました。決して、拙速に物事を進めようとしている

わけではないということは、ぜひとも御理解をいただきたいと思います。

小方公民館は、新たな施設に生まれ変わろうとしております。大ホールや和室での活動はこれまでと全く同じというわけにはまいりませんが、自治会の活動も生涯学習等の活動も、整備が終わりましたらぜひ（仮称）地域福祉会館に戻り、これまでと同じように、生きがいを感じながら生活を送っていただきたいと考えております。

1階は施設管理も含めて公益社団法人大竹市シルバー人材センターが使用する方向で協議を進めており、市民の皆様には主に2階を使用していただくこととなりますが、現在の稼働率を踏まえると、お互いに使用する曜日や時間帯を工夫していただくことで、十分にその機能を果たせるものと考えております。

住民同士がともに助け合い、生きがいを持ちながら地域を支えていく地域福祉の推進に向けて、この施設に高齢者はもちろんのこと、子供さんや若い世代の方も含めて、多くの方が集い、かかわり合いを持ちながら、これからのまちづくり、地域づくりを実現していく活動を支援する場としていきたいと考えております。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 平池相子 登壇〕

○選挙管理委員会委員長（平池相子） それでは、日域議員の昨年執行されました市議会議員選挙に関する御質問にお答えいたします。

大竹市選挙管理委員会として初めての異議申し出を受け、委員会として決定するまでの経緯を御説明し、答弁とさせていただきます。

昨年8月21日、市議会議員選挙の結果について異議申し出があった旨の報告を事務局から受けました。事務局において内容を審査した結果、当選の効力に関する異議申し出なのか、選挙の無効を訴える異議申し出なのか、申し出の趣旨が一部不明瞭であるとのことでしたので、これを明らかにするために、異議申出人に補正命令書を送付するよう事務局に指示いたしました。

9月2日開催の委員会において、異議申し出の内容と補正命令書により、異議申し出の趣旨を明確にする必要があるため補正命令を出しているとのことについて事務局から説明を受け、今後の予定について協議決定いたしました。

9月3日に異議申出人から提出された補正書により当選の効力について明らかにする必要性が判明したため、委員会において決定した予定どおり、9月24日に開披再点検を実施いたしました。

開披再点検では、点検対象となった3名の候補者の有効票と全ての無効票について、事務局職員を含め計6名の市職員による点検を経て、委員全員が回覧により点検を行い、異議申出人の存在を主張していた票のほか、多少でも異議のある票について抽出し、後日、開催する委員会で審議することといたしました。

9月28日開催の委員会では、開披再点検で抽出した8票について1票ずつ写しを見ながら事務局から記載内容に対する考察事項の説明を受けた後、個々の票について各委員が意見を述べ合い、有効・無効の判定をいたしました。判定に際し疑問が生じた場合には、あ

らかじめ用意された候補者氏名の混記に関する資料のほか、必要に応じて事務局に逐次解説や判例集の記載内容による補足説明を求め、内容を参考にしながら、委員長として最終的な意見の取りまとめを行い、全ての判定の終了後、決定書案の作成を事務局に指示いたしました。

作成された決定書案は事務局から委員全員に10月1日に配付され、各自が読み込んだ後、10月5日開催の委員会において、各委員の意見を聞きながら最終調整を事務局で指示し、同日、議決後の決定書を告示させるとともに、異議申出人と利害関係人にも送付いたしました。

今回の異議申し出に対しては、初めての経験する事態でもありましたが、選挙管理委員会において慎重に、また活発な議論を行い、適切に決定されたものと考えております。

先ほどの日域議員には、他事記載について云々がございましたが、新たに質問がございましたら、その場で答弁させていただきます。

以上、日域議員の御質問に対して答弁とさせていただきます。

○議長（児玉朋也） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩します。

なお、午後の再開は13時を予定しております。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時58分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

日域議員の2回目の質問からお願いいたします。

日域議員。

○11番（日域 究） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

御答弁ありがとうございました。

最初の、公民館といますか、1問目からいきます。

さっき市長が言われたみたいに、総論、各論というと、総論というのは、正直言って、ある意味、人ごとと言いますか、ちょっと遠い話という気が正直していました。各論になっても、一般論の状況であれば、やっぱり少し、ふんという感じで、距離を置いている自分が確かにそこにいますね。

だから、最後の場面が本当は一番大事なのかもしれませんけれども、第4コーナーを回ってから、そこからが物事大事ですからね。

今回のことでいうと、今、今回、市長がおっしゃったことは、公民館の効率的な使い方を考えていった場合に、効率的な考え方を詰めていけなくちゃいけないと、そういう感じで詰めていった結果として、1階部分がとりあえず、現在の公民館活動的なものではないものに使えるようになったという、そういう流れでいいんでしょうかね。それとも、ある意味、ある団体がいて、その団体を1階に入れるためにはどうしたらいいかというところから考えていった結果、うまいぐあいに使用形態をかえていけば、2階部分だけで何とか

なるんじゃないのという結論にたどり着いたのか、そのどっちだったのかということ、まず一つ、再質問したいと思います。

それと、これはもっと大きな話ですけれども、市民説明という話ですね、議会もそうですけれども。

市長がよく例に挙げられるのは、地区懇談会のことをよくおっしゃいますよね。確かに地区懇談会というのは、ある意味、機械的にやるわけですから、そこに特段、大きな課題とか、テーマがないことのほうが多いですね。そうすると、余り関心がないから、自治会の役員さんぐらいしか来なかつたりすることは、まああるでしょう。でも、そういうときには、市長以下市の幹部がずらっと、そこに一般的にはおられますよね。

今回の小方の公民館の件でいえば、かなり大きな変化ですから、地元にとっては重大案件だと思うんですけれども。地元説明はするというふうに、前から、市長以下おっしゃっていますよね。この前の8月の終わりですけれども、地元から要請があつて、説明会という名前でもいいのかどうか忘れましたが、集まりがあつたと。残念ながら、そこには、市長も副市長も教育長も、部長もおられませんでした。

そう考えたときに、その市民に対して、地元住民に対して、新しいことを理解してほしいと思うのであれば、なぜそこに大事な、重要な人物といいますか、責任ある人物がないのか。そこには、集会をしても、市民は少ししか来てくれないという、いつもの話と全然違うものを感じますよね。

その2点を、まずお尋ねいたします。

今、二つです。以上です。

○議長（児玉朋也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋村哲也） まず、1点目の、効率を考えたかどうかという御質問ございましたけれども、小方公民館の利用実態を総論各論通して、小方公民館の利用実態を、まず考えた上で判断いたしました。

小方公民館は、ある曜日、時間帯によっては、重複することがございます。最初、日域議員から話ありましたように、今から、生涯学習施設を現在の社会情勢の中で、将来的に、生涯学習社会教育は将来に必要なことですから、これをどのように運営していくかということをしっかり考えた上で、各論総論をつくったわけでございます。

ですから、小方公民館を運営する中で、今、その場に小方公民館があつたほうがいいことは、それは私もよく理解できます。ただ、いろんな状況を考える中で、私たちが判断したのは、2階部分で、市民の皆さんと一緒に工夫することによって、十分、利用はできるというふうな判断をいたしました。

もう1点の、8月19日の小方二丁目の皆さんに呼ばれて、市民説明に行った件ですけれども、丁寧な説明になるかわかりませんが、当初、自治会長のほうから話がありまして、こういう形で、とにかく一回説明に来てほしいと。これは公民館だけの問題じゃありません。道路を踏まえて、二丁目の自治会のほうで役員会を開いて、ぜひ説明に来てほしいということで、じゃあ私どもで参りますと。私どもと道路の関係はどうかでしたけれども、それと計画等を立てている企画財政課のほうで参りますよということで、自治会長



にお話して、じゃあお願いしますということで行ったわけで、市長を出したとかいう話ではなくて、我々が、一応、会長と話して、そういう形で行かせていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 要するに、今の課長の御答弁をもう一回繰り返せば、小方公民館は各論の中にも書いてありますけれども、ほかの公民館に比べて、利用率というか、倍ぐらい高いと。とは言っても、工夫すれば、非効率な面があるという解釈だと思いますけれどもね。

効率的に使うために、上手にやったら1階があいたと。1階をシルバーに提供するためにあけたんじゃないで、効率的にやってみたら、1階があくんだと、そういう流れでいいですか。

それとさっきの、確かに地区懇ではありませんし、ああいう説明会は、恒常的にあちこちでやるわけじゃないから、自治会長の要請で行ったわけだから、お二人の課長さんと、その方たちがおられたと、三人でしたかね、というんであって、地区懇とはメンバー構成が違うと、そういう今の御答弁ですね。

ただ、あの場が、この前も報告だけありましたけれども、かなり厳しい感じでしたよね。要するに、シルバー人材センターが小方公民館の1階に入ることに、我々は反対ではありません、大反対ですよと言ったら、みんながワーツと言いましたよね。そういう状況にありながら、そこに、市長とは言いませんけれども、一応、教育絡みですから、ぜひ教育長にはいてほしかったという気がいたします。それについての教育長さんのコメントが欲しいと思うんですが。議員は何人かいましたからね、その場に。

それと、今の課長の御答弁を踏まえて、1階が何とかフリーで、別の目的に使えるということは、もしそうだとすれば、それはそれでいいことですよ。限られたものが、多くの目的に使えるということはいいだらうと。

じゃあ、その後、どうやってシルバーを選んだのか。あそこを使わせてあげますといえれば、仮に、かなり希望者がいるだろうという気もしますし、公のものをシルバー人材センターの目的がすばらしいから、あそこを何とか効率を上げて、上手に片づけて、あのスペースをつくって、あそこに引っ越しさせようと、持っていこうと考えたんだったら、それも一つの、理由も聞きたいですけども、それはそれ。でも、公民館の効率化を考えて、機能変更とか何だかんだいいながら、上手に考えてみたら、1階があれば。そっちが先であれば、じゃあ1階をどうしようというのは、その次の段階ですからね。

シルバーを選んだプロセスについて、教えてほしいと思います。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 社会教育施設の再編の基本方針、総論でございますが、設立時の目的に捉われず、有効な活用方法を考えていく、こういうふうな基本方針がございます。

そういう中で、小方公民館につきましては、岩国大竹道路を契機としまして、見直しをするという必然性がありますので、その必然性の中で考えたときに、四つの方向、地域福祉、住民活動、生涯学習、また避難場所ということは必要だということで、シルバー人材

センターにつきましては、地域福祉の担い手だということ、また議会でその拠点の整備についての必要性というものが採決された、このような条件が整いますと、この場合の設置目的を見直して、新たに地域福祉会館として設立することはできないかと考えたときに、生涯学習等の使い方を見直せば、2階だけで対応可能ではないかということ。であれば、1階にその必要性のある地域福祉施設の担い手であるシルバー人材センターに入っていたこと、これは可能ではないかということで、そういうことで整理されたということですので、よろしくお願いします。

[発言する者あり]

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） もともとシルバーありきで検討したわけではございません。今、どれだけの利用ができるか。ほかの施設についても、当然、我々は検討しておりました。その中で、今、このタイミングで議会に陳情も出られて、採決されたということを考えて、それが入れることができるということに、結論に達したということですので、御理解いただけたらと思います。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 私が聞いているのは、いろんな経緯があるのでしょうかけれども、あそこに入りたかった団体は、シルバーだけではなかったということです。

まあ、それはそれで、私は本来からいえば、どっちも入るべきじゃないという気がしますけれども。

ただ、ここで具体名は出しませんが、今の、シルバーが困っているからシルバーにというんだったら、まだそれはそれでわかるんですけども、上手に社会教育施設の再編のところでやって、やった成果として、とりあえず、増築しますから半分じゃないですけども、大ざっぱにいえば半分ぐらいの面積で、今と同じ機能が果たせるという結論に至ったとすれば、残りをどうしようというのは、その段階で、それこそが情報公開ですよ。市民説明です。

そこまで全部決めてやるというのが、このまちのおもしろいところですよ。

最近でいえば、中国の南シナ海の問題と、築地の市場の問題が、どうも大竹市とよく似ているなという気がしてならないんですけども。要するに、固まってしまう前の段階で、議会が先か地元が先か問題よりも、例えば、予算案とありますよね。それで、予算が決まってからこれじゃなくて、予算案って、こんな予算ができた、さあどうなるって、新聞報道見てもそうじゃないですか。予算案が決まったって、案が決まるということは、そこに意思があるわけですよ。

今回、この前の8月19日の説明会でも、橋村課長は一生懸命、そこでお話されてましたけれども、要するに、どういう言葉が出てくるとかということ、まだ決定したわけじゃありません。議会を通らないと決定しませんって、そんなこと聞いているんじゃないんですよ。案が出るということは、そこに意思があるということです。その意思について、ちゃんと説明せえということです。

議会というのは、要は署名捺印みたいなものですからね、ここで賛成って言ったら終わ

りですから。その中身を見せることと、それを一定時間さらすことによっていろんな意見があったり、我々だって、関係する市民というか、地元の方たちの話を聞かないと、私が全てわかって、賛成というわけにはいかないわけですね。

だから、今の話でもおもしろいでしょう。1階があいたと。だからシルバーを入れた、それで予算もつくった。それで、この前、チラッとやっただけですよ。それで、さあ通せというわけですよ。こんな、私から言わせると、不自然な、不親切なやり方はないです。

あそこに入りたかった団体がいるんですよ。皆さんのこと、ずらっと言っていましたよ。市の人たちは何も言うことを聞いてくれんと。それは、悲痛な叫びでした。

ただまあ、私、そうせえというんじゃないんですよ。ただ、物事をやるには、もう少しオープンにやってほしいなということです。いろんな団体が、それぞれ意味のあることをされているのだと思います。それについて、可能な限り、シルバーに対しては、今回、かなりのサービスといったら変ですけれども、シルバーのためには、かなり意味のあることをされようとしているわけですね。それについては、そのほかの団体にも、どことは言いませんけれども、配慮をしてあげると。してあげるといいう言い方はどうか、いいかどうかわかりませんが、配慮すべきところを配慮すると、そういうシルバーだけ特別扱いしているわけじゃないということは、よろしいですか。

○議長（児玉朋也） 副市長。

○副市長（太田勲男） シルバーだけを特別配慮というわけではございません。現在、シルバーがおります旧公害センターでございますが、そこには他の団体の方も入っております。別の場所にも、いろいろな施設がございます。そのあたりのことを総合的に、その他の施設についても、今後、鋭意検討しているところでございます。いろいろな協議の場を設けるようにしております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） この問題は4回目です。これで最後です。

日域議員。

○11番（日域 究） それと、何度も言いますがけれども、説明が十分でない、私思うんですけれども。

これ、ヒアリングで聞いた話ですけれども、さっき、最初するときにも私、言いましたけれども、段階ごとに、ある段階で、今、こうなっているという情報を、本当は示すべきなんです。

ただ、今回は時間がないし、我々も何も聞いていません。

この前、ここでこういう言い方をしているのかどうかわかりませんが、いろんな団体と、どんな話をしているかということ、ヒアリングの席で聞きました。今回、これ本会議場ですから、皆さんが聞いているというか、一番中心の場ですから、ぜひそこで、私、もう一回尋ねてみたいと思うんです。

内容について、どういう段階で、どういう団体なり、利用者から、どんな返事をもらっているかということ、言える範囲で結構ですから、お願いいたします。

○議長（児玉朋也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋村哲也） 私のほうから、今の日域議員の御質問にお答えします。

今、いろいろ市民説明の仕方については、いろいろ御意見いただきました。今、実際に我々が接触している団体は、小方の地元の3自治会。これは、小方公民館建設当時に、事情があって、ここを集会所として使うんだというような約束を、当時された団体。この団体と、平成27年6月から1回目の話。

そのときに、最初、今、ここで申し上げましたように、社会教育施設の再編の話をしていただきました。2階部分をこれからは使っていくんだ、1階については、管理者を探していくんだ。シルバー決まりましたよってという話ではないですよ。管理者を探していくんだというような話をしました。

そのときに、自治会のほうからもいろんな意見をいただきました。例えば、コンビニにしたらどうかとか、あんたらが行って管理してくれたらどうかとか、いろんな意見をいただきました。

それから、平成27年6月、27年10月、27年11月、そして28年5月、28年6月というふうには、まだまだ回数少ないですけども、3自治会と顔を合わせながら話しています。

それと、もう一つは、小方公民館を実際に利用している団体。小方公民館を実際に利用している団体は、平成27年10月から説明会を始めました。そして、平成27年11月7日に、体育館13団体、研修室を利用される方が26団体、計39団体の皆さんと、全体説明会を行って、それから個別に説明会をしています。

情報提供をしながら、要は代替施設を移行するための支援を進めていってまいったわけでございますけれども、団体の皆さんには、今、活動しているホール、要は体育館ですね。これがなくなっても、また研修室が一時使えなくなっても、他の施設を利用して、今後も活動を続けてもらいたい、生きがいのある、充実した生活を続けてほしいというような思いを、我々も伝えてます。

利用団体の皆さんには、いつも言いますように我慢をしてもらうようになる。そのかわり、工夫をしていただきながら、今後とも皆さんが代替施設に移ってもらいますように、また移転後もスムーズな活動ができるように、支援を行っていきますよというような話をさせていただいております。

それで、今現在の状況なんですけど、今現在は、自治会を合わせると57団体の方々と、今、話をしています。当初、平成27年11月で考えたときには、月に数回利用している団体というふうに思っていましたけれども、今は年に数回使っている団体まで広げて、説明をしています。

それと、市長の冒頭の答弁の中にありましたが、広報等を駆使しながらやっているところがございます、そのような団体に説明しながら、今も、かなりの団体からは、新しいところが見つかりましたというような話もいただいたりしております。

まず、数団体は、もう少し日にちがバッティングするから、時間がバッティングするから、もう少し考えてみようとか、それとか人数が少なくなるから、ほかの団体と一緒になることを私たちは工夫しているんですよというような話を聞いております。

それと、長くなって悪いんですけども、もう一つ御紹介をさせていただきます。

もう一つは、平成27年に、1月から広報等に掲載し始めました。それから、今、私も説明しましたように、いろんな団体と意見を聞いたり、話し合いを重ねてまいりました。

その中で、生涯学習課のほうに電話が2度ほどありました。昨年に1度、今年度に1度。内容については、昨年度の電話では、岩国大竹道路が小方公民館にかかることは10年前からわかっていたんじゃないかと。なぜ今ごろに、施設をどうするかという計画が、今、つくられるんだと。もう少し早くつくったらどうか、というのが1件。

それと、今年度あと電話が、8月に、議員さんからいろいろなペーパーをいただきましたけれども、公民館を9月から使えなくなりますよというような広報を載せました。そのときに、もう少し概要が詳しくわかるものを聞かせてくださいねというのが、2件の、過去、問い合わせがありました。

これ、ちょっと要らんことかもしれないが、以上で終わります。よろしくお願ひします。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） そら、広報の内容と6月の全協のときの内容は、相当差異がありました。

さっき言いましたけれども、決まったことを、もちろん知らせることは大事ですよ。でも、これを今から、こういう状況にあるんだということ、広報に書いていけないということはないと思うんですね。それが、広報には、1階がシルバーとは書いてありませんし、1階は、公民館とはいわないまでも、一般市民が使えるスペースではなくなるわけですが、それが広報の紙面からは読み取れないと、私は思います。

それと、今の課長のおっしゃったことは、そのとおりのかもしれません。ただ、団体が幾つあって、どうこうとまとめたお話ですから、具体的なことは、例えば、私が確認しようと思っても確認できないわけです。そういう意味もあって、今、具体的に、今回、予算が出てきていますけれども、時間はとれるんじゃないかと。せめて本会議の1回分ぐらいはね。

今聞いたやつを、もうチェックする時間ないんです。ぜひ、そのぐらいの度量の広さというか、持ってほしいと思います。

それと、さっきの、要するに、私が言わなくてもおわかりだと思います。私は最近まで知りませんでした。でも、いろんな団体があって、それぞれ、楽しいばかりの団体もあるでしょうけれども、シビアな問題を抱えた団体もある。いろんなのがある中で、そういうものを、水面下じゃなくて、見えるような状態で議会に出してほしい、そのような気がいたします。今はそれ以上、言いません。

とにかく、もう少し、今、課長がおっしゃったことを検証するためにも、もう3カ月先送りしていただきたいということをお願いして、私、この質問を終わりたいと思います。

次へ行きます。

選管の話です。

何度も言いますが、委員長には、きょう本当にどうもありがとうございました。

さっきの、この三つ。この二つは掲示板に公表された、張り出された、新聞にも出た票

です。この1番のやつは、情報開示請求をしなかったら、一般には目に触れることのなかったものです。これがあったんだなということが、要するに、質問してみようと思った具体的なきっかけです。

それで、選挙というのは、選挙会というものがありますよね。どうもわかりにくいんですが、選挙会というものがあって、開票と同時に、いや開票して、そこで、選挙会がものを決めるわけですね。それは、選挙会が決めたんですから、無条件にそのとおりということで、次の日かな、議会であれば次の日に、委員長さんから委員長名の当選証書なるものをいただきますね。そこには、選挙管理委員会としてのチェックは、多分、入らないですよ。無条件に、選挙会が決めたものは、そのまま選挙管理委員会委員長として、当然、証書を渡す。これはいいも悪いも、そういうルールなんだと思います。それでいいんですよ。

それで、ただ、今回、本当大竹市始まって以来ということですから、非常にレアなケースなんですけれども、異議申し出という、とんでもないというか、とんでもないことはないですね、それは権利ですからいいんですけれども、例のないことが起こったと。

それで、さっきの選挙の無効を主張しているのか、それとも当選、落選ということを行っているのかよくわからんから、もう一回、ちゃんと答えてくれという命令書か何かをもらって、それで、それがはっきりした段階で、選挙管理委員会で再点検をしたんですね。そのときに、さっきおっしゃったとおりで、職員さんたちが3名と、それから無効票と、その全体を開いて、疑いが少しでもあるような票があれば、それをピックアップしようというピックアップしたら、8票あったと。それがさっきの紙ですね。

その8票について、それぞれ議論をしたんでしょうけれども、そこで、さっきの1番目と2番目と3番目、これが主人公なんですけれども、2番目と3番目については、結論はいいですよ。要は、選挙管理委員会の皆さんが、審議をして決めたんですから、それがたとえ県の選管と合わなくても、裁判と合わなくても、それは全然別の判断ですから、それはそれで結構なんですけれども、大竹市選挙管理委員会が再点検したときに、どこまでの情報を得てしたかということです。私はさっきの投開票事務ノートというものの自体を知りませんでした。

実は、廿日市の選管にも、岩国にも、佐賀市の選管と周南も聞きましたね。広島県選管にも聞きました。広島県選管は、我々は開票作業をしませんからと言われて、それはそうですよねと終わりましたが、あとは市ですから開票するんですけども、その全部、大竹も含めて全部、選挙管理委員さんには投開票事務ノートを渡さない、渡してないと言いました。

ただ、物事を決めるときに、やっぱり一般的にどう判断すべきかということをおらずに、教えずに物事やるというのはやっぱりおかしいだろうと。だから、今回大竹市の委員長がおかしいとかいうんじゃないくて、一番基本になるルールは、ちゃんとルールなりのある、そのための本があるわけですから。

だから、それを皆さんが持ってないということは、悪く言えば委員長なり、選挙管理委員さんを奉っておいて、都合のいい情報を出せば、それが全てと思ってくれれば、要は事

事務局がコントロールできるということですから。今回も、票によって情報の与え方が違うという気がしたから、これは私の邪推ですよ。もちろん、邪推の域は出ませんが、そういう気がするわけです。

選挙管理委員会で再点検したときに、他事記載ということについて議論したことになってません。そのことを確認したいと。今回、あちこちいろいろ行ったり、電話したり、資料もらったりしましたが、県の選管の担当者と唯一一致したのは、投開票事務ノートぐらい選挙管理委員が持ってて悪いことなからうと言ったら、私もそう思います、彼がそういいました。当たり前ですよ。野球を見るときに、野球の審判をしようと思ったら、ルールブックの、どんな草野球でもイロハぐらいわかっとなとできませんよね。それが、何も知らずにやるわけですから、それはやっぱり余りにもお任せ過ぎます。その辺についての感想といいますか、そういう意味であわせて御答弁お願いいたします。

○議長（児玉朋也） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（平池相子） ただいまの質問に関しまして、要は今、日域議員さんが投開票事務ノートの解説についてよく勉強しているかどうかということ。また、このノートにつきましては、必須のところは必ずその場、その場に事務局のほうからコピーされて選挙管理委員会のほうにその都度きちんと提示されております。

1票の他事記載ではないかという件につきましては、まず、他事記載というのは、根本は他事記載が無効とされる趣旨は、秘密投票の原則を保持し、選挙の公正を確保しようとするところにある。だから、もし候補者を当選名を書いて、点とか丸で候補者に選挙しましたよとか、そういう意図的なものを含むものが他事記載である。したがって、1票目の「きたばやしかたかし」、この「か」という字は、決して投票しましたよ、候補者に投票しましたよという優位はないということを判断しております。あくまでも誤字あるいは記憶違い、そういったように、これは選挙会でもそういうことで有効にしております。

しかし、再度検討しようということで、委員会のほうでももう一度慎重に協議して、これは決して他事記載ではない、本人があくまでも投票する意思をもって勘違いをして「か」が入ったということであって、決して秘密投票の原則を保持するということから外れてはいないという判断で有効としております。

だから、1番目の票について、他事記載の検討は十分にした結果の今回の決定でございます。

それから、「キタジタカシ」「北地たかし」の2票についても、きちんと今の投開票事務ノートにより、要は特定の理由によるものを除き、選挙人は一人の候補者に対して投票する意思をもってその氏名を記載するものと解すべきである。したがって、投票を二人の候補者の氏名を混記したものと無効とすべき場合は、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断できないもの、それを混記とする。今回の場合は、「きたじ」の「き」とそれから「たかし」、「たかし」は完全たる正しい名前です。「きた」については、やはり本人のちょっとした誤りというように解し、いずれもその2票については、そういったやはり特定の理由のものを除き、選挙人はやはり一人の候補者に対して投票しようという意図をもって投票しているという結果で判断いたしました。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） どっちにしても、難しい話ではあるんですね。難しい話ではあるんですが、この一番最後に周南市でもらった福田秀夫さん棒というのがあるんですけど、あれなんかは市の選管と県の選管と裁判と、そのたんびにひっくり返っているわけですけども、だから、難しいですよ。そら、これ優位なもんだといえましょうし、いやあれは汚れた、単なる汚れというか、そういうふうには山口県選管は見たみたいですけども、それはそれで判断はいいんです。

だから、少なくともさっきの私の資料の1番目の、ここに選挙会がそう決めたからかもしれないんですが、やっぱり他事記載というだけじゃなくて、要するに余り字ですから、ああいう名前の人はいませんよね。だから、都合の悪いとこのけていいというルールはどこにもないわけですね。

だから、要するに公職の候補者でないものの名前とも見えるわけですね。要するに1個足りなかったら、1個足りない分は補うのはすごく補うわけです。何か例を見ると、平仮名一文字で有効になったのがあるらしいんですけど、その字が誰にもなかったらその人なんです。そのぐらいの、そういうパソコンの検索みたいなものですけども、違う文字が入ってたら検索できませんから、思考の仕方とすれば同じだと思いますけど。だから、他事記載か云々もありますし、それから候補者ではないということになるんだと思います。

それで、問題はそのことも含めて判断をするのは選管の委員さんですから、それで結構なんです。ただ、この記憶に、今、委員長がおっしゃったことは書いてないじゃないですか。この可能性もあるかと検討したけども、でもそれは違うというふうに決めたと書いてほしいんですけども、判別しにくく誤記もあるが、「きたばやしたかし」と書こうとした意思是認められると書いてありますね。

今、委員長おっしゃったこともそのとおりですけども、一番最後の、私の資料の一番最後の投票票事務ノートからの抜粋のさらに四角の中の左側ですけど、投票が候補者の誰かに対して投ぜられたものという推定が無条件で働くなどと考えるのはならないと、まあ難しいことですけども、ああ考えろといたり、そう考えたらいけんといたり、この書き方もルールがはっきりしてないからだという人もいますけども、いろんな要素があるんですね。

こういう大竹市始まって以来の出来事ですから、その場に臨んで1個1個真剣に判断する。8票あって、多分後半の5票は単なるたすき掛けといいますか、混記ですから、これはどうしようもない。「きた」がついてる2票については、普通の人は知らないと思いますが、過去の判例を見ればそういうふうになっている。それはそれである意味そうなのかなと思いますし、そういうふうには選挙管理委員さんが判断されたこと自体は、それは尊重されるべきやと思います。

それと同じように、1票のやつもそう判断したのであれば、ここに考察事項とありますけども、これを見る限り何も考察せずに、ああ選挙会が有効と書いてるから有効よねと、そういうふうには私には見えません。



なんせ、かなり真剣な場ですから、この1票は。だから、開票日の、投票日の日の開票のあれがいいかげんとは言いませんけども、それはバタバタとやらざるを得ません。それは、それでいいんでしょうけども、今回のように、最後にボンと鼻差の勝負になって写真判定しているわけですから、そのときには委員長が今ここでおっしゃったわけですから、せめてそのぐらいの記録はここに残してほしい。

それともう1点、さっきの投開票事務ノートですけども、その都度じゃなくて1,750円ですから、私2冊買いましたけど、このぐらい、毎回買わなくても、そう変わるわけじゃないでしょうけども、やはりおもしろい読み物だと思いますし、選挙管理委員さんになった以上、とりあえずあれがバイブルか何か知りませんが、もうちょっとこんなものがあったねと、これは何によってるかという判例ですと、判例を積み上げて、多分総務省か何か後ろでコントロールしてるんでしょうけども、判例集のようなものですから、ある意味。こういうものがありますよというのを、どこの選管も言わないというのは、それがおかしいのであって、例えば立会するじゃないですか、私立会したことがあると言いましたけど、そういう説明は一切受けてません。

だから、そういうことも今後やってみてほしい、こんな票は裁判行ったらこうなってますと、こんな票はこう解釈されてますということぐらい知っておいたほうが、後問題が起らないというふうにも思いますけども、今度からそうしたいというふうに答弁いただけないでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（児玉朋也） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（平池相子） 今回、初めて異議申し出の対応において、投票の有効、無効の判断に際して、判例などの新たな知識が必要となる場面も生じたので、今後は、やはりよりよい見識を深めるためにも投開票事務ノートもその一つになると思います。専門的な知識に触れることができるような書籍による研修も、今後ぜひ必要と考えております。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） ありがとうございます。一般質問したかいはありました。

それで、もう一つはこれは市の選挙管理委員会とかいう話ではなくて、制度そのものとか難しいんですけども、選挙会ってありますよね。選挙会というのは、だから選挙会が決めたことを、今回選挙管理委員会がある意味覆したわけですよ。

今回、選挙会の選挙長さんがそういう決まりはないんでしょうけども、たまたま選挙管理委員会の委員さんが選挙長を務めていたと。その選挙長という立場の方は、今度異議申し出があって、改めて見直しをするわけですけども、その選挙管理委員会として見直しをするわけですけども、そのときに選挙会で決めた責任者だとすれば、それを引っ張っていくのか、それとも、それはそれで切り離して自分たちは選挙の開票日にはこう決めたけど、もうそれはそれで済んだこととして、あらたに選挙管理委員会委員として見直し作業するときには、全く白紙の状態から臨むんですか。そんな決まりはあるのかないかも知りませんが、今回そういう二つの立場があって大変だというような話を事務局の方から聞きましたけど、ひょっとしたらそうかもしれませんし、それはそれで場面が違うんだから、

別の役だから全くもう一回選挙会のことはさておいて、もう一回ゼロからいいか悪いか言えればいいという、どっちなんですかね。御存じであれば。

○議長（児玉朋也） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（平池相子） これまでは、選挙長は選挙管理委員の中から順番で出ておりました。したがって、選挙管理委員会で決めるときも、必ずその席に出ておりました。

今後、やはり選挙長は選挙管理委員会ではなく、市の行政職の部長級の方に選挙長をやっていただくことに今回から変更しようということになっております。したがって、選挙管理委員会で万一このようなことがあった場合は、やはりきちんとその場にも出席していただけることと思っております。

選挙管理委員会で審議する場にも選挙長は出席していただけることと思います。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 難しいですね。

最後に、今、裁判になって一応最高裁にいったみたいですけども、そのあたりは多分もう手を離れてますから何とも言いようがないんでしょうけども、情報がもしあれば教えていただけますか。それで終わります。

○議長（児玉朋也） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（吉岡和範） 県の裁決後に広島高裁の判決が出ておりますが、それを受けて県の選挙管理委員会のほうが上告をしております。上告受理の申し立てを今しているという状態でございます。

5月に上告受理の申し立てを行いまして、7月19日に申し立て理由書の提出をしたというふうにはお聞きしております。これが、今から最高裁のほうで受理されるかどうかというのは、また時期等についてはまだわかっておりません。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 続いて14番、原田 博議員。

[14番 原田 博議員 登壇]

○14番（原田 博） 民政クラブの原田 博です。今9月議会一般質問は、1、犯罪被害者等支援条例の制定について、そして2、地域包括ケア構築に向けた市長のお考えを問うです。御答弁につきましては、よろしく願いいたします。

初めに、犯罪被害者等支援条例の制定についてです。

先月の神奈川県相模原市緑区の障害施設、津久井やまゆり園で入所者19人が殺害された事件、施設内で争うことなく襲撃したことや、1時間足らずで45人を殺傷しており、施設内を熟知した上、事前に凶器をそろえるなど周到に計画されたもので、過去に例を見ない元職員の常軌を逸した凶悪な犯罪として、安全確保の難しさなど私たちは大きな強い精神的ダメージを受けました。

被害にあわれお亡くなりになられました方々に衷心より御冥福をお祈りいたしますとともに、御家族の皆様にはお悔やみ申し上げます。また、けがをされ治療を受けられています方々の一日も早い御回復をお祈り申し上げます。

厚生労働省もこの事件を受け、施設の防犯強化に取り組む地方自治体に財政支援をする方針を固めたところ です。そこで、厚生労働省は、今回障害者施設だけではなく、事件を教訓に施設を緊急改善する保育、高齢者施設、病院や診療所も支援、いずれも費用の半額を国が補助し、対策、強化を急ぐとあります。

また、事件をめぐり厚生労働省は有識者による検証チームを設置し、今秋の再発防止策の取りまとめに向け議論を進めていますが、政府内では検証結果を待たずにできることから対応を求める声もあり、施設の安全を強化するハード面の整備を急ぐことになったものです。

さて、公法専攻の吉木栄先生は、犯罪被害者救済に関する一考察と題した記述の中で、現代社会は社会関係の複雑化と価値観の多様化に伴い、犯罪動態も多様化し、一般的に理解しがたい犯罪が氾濫している。例えば、通り魔殺人のように、客体は不特定でかつ有責性を伴わなくても犯罪被害者となりうるという現状である。このような犯罪被害に遭遇したとき、我々はどこまで精神的、経済的損害回復ができるというのであろうか。犯罪被害者は、犯罪によって自己の安定していた生活を破壊され、身体的、心理的、財産的な被害を被る。その被害者側の家庭でさまざまな変化が持たられるが、犯罪被害者の多くは自己に加えられた侵害がきちんと処理されることを望んでおり、それが実現されなければ被害者の正義感情、応報感情は切り裂かれることにいうことになる と指摘されています。

まさに、先のこの事件はどうして起きたのか、なぜにこうした結果に至ったのか、事件の多角的、総合的な検証などから、二度と再びこのような悲しい辛い事件が起きないように、今後の対応策が追い求められています。

つまりは、私たちが意の一番に望むことは、犯罪や事故がない町、安心・安全な町の実現であり、大竹市民としてその状況が途切れることなく、永遠に続けていくことが大切だと私は考えます。

そのためには、一義的には啓発、広報運動あるいは見守り、声かけなど地道な活動を通じ、結果として犯罪、事故の防止、抑止などが継続されていくことが理想郷ですが、ぜひとも正夢であってほしいと切に願いもしています。

皆様御承知のように、平成16年法律第161号として制定された犯罪被害者基本法第8条1項には、政府は犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めなければならないこととされています。

これに基づき、平成17年12月に犯罪被害者等基本計画、いわゆる第1次基本計画が閣議決定され、平成23年3月には第2次基本計画が策定されました。その後、計画期間を平成28年4月1日から32年度末までの5カ年とする第3次犯罪被害者基本計画、以下、第3次基本計画が平成28年4月1日に閣議決定、策定されています。

その第3次基本計画のポイントが、犯罪被害者等からの要望、意見を含め、1、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する適切な支援として、相談体制の充実、国民の理解の推進、事故が直接の被害者ではないものの、兄弟、姉妹が被害にあった子供に対する適切な支援、3、犯罪被害者等に対する生活全般にあたる支援には、専門職の活用を含めた地方公共団体における支援の充実促進、民間の犯罪被害者等の援助を行う団体の活動促進、

4、そして施策の進捗状況を定量的に把握、困難な場合であっても、できる限り定性的に把握することなどが掲げられています。

また、第3次基本計画では、基本的施策を五つの重点課題に整理し、261の具体的施策を掲げられていますが、そのうち(1)損害回復、経済的支援等への取り組みの一つには、平成20年度以降拡充してきた犯罪被害者給付制度に関する検討、あるいは犯罪被害者等への子供への奨学金を貸与制から給付制に変更する預保納付金の活用、また、(2)支援等のための体制整備への取り組みとして、地方公共団体における総合対応窓口等の充実の促進には、警察庁において地方公共団体に対し、地方公共団体の職員を対象にした研修、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実の要請、地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの機関などとのさらなる連携、協力の充実強化、(3)国民の理解の増進と配慮、協力の確保への取り組みには、若年層に対する広報啓発として、内閣府において若年層が暴力の加害者にも、被害者にもならないようにするため、若年層向けのパンフレットの配布等を通じ、若年層に対する予防啓発の取り組みを推進するなどが上げられていますが、第3次犯罪被害者基本計画の検討に御尽力されました椎橋隆幸議長は、どれも実現すべき施策ですが、中でも性犯罪や児童虐待等潜在化しやすい犯罪被害者等への支援及び地方公共団体と民間の団体の協力による犯罪被害者等への生活全般にわたる継ぎ目のない中長期的な支援体制の整備をすべきとしている点に特徴があるとコメントされています。

御参考までに、我が国は被害者への補償制度を定めた法として多々ありますが、震災が被害者に関しては、災害救済法が指定されています。また、その他として自動車損害賠償保障法に基づき、自賠責保険や犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律などがあります。

特に、犯罪被害者等に対する給付金支給制度は、故意犯による犯罪被害者救済措置として設置されたものであり、この理念は突然不慮の犯罪にあつて死亡したり、障害の残ったりした被害者に国が損害の一部補填も兼ねて見舞金を支給するものと説明されています。

もっと御説明いたしますと、犯罪被害者等基本法の第1条の目的に沿った基本的施策には、第11条での相談及び情報提供、第12条損害賠償の請求についての援助等、第13条給付金の支給に関する制度の充実、あるいは第15条安全の確保など多くの施策、犯罪被害者が利用できる制度、社会支援があります。問題は、これらの制度、社会支援が全ての自治体、警察などで実施してない場合もあります。

今後は、犯罪被害者等基本法に沿った支援制度として、広く対象者の皆さんに情報提供、申請が可能となりますよう構築に向け、関係機関の素早い対応を強く求めます。

一方、平成25年度から犯罪被害者支援施策負担金として、年間3万円を支出しています。広島被害者支援センター広報紙ニューズレター第24号、広島県警察本部田中警察安全相談課長兼被害者支援室長の御挨拶文には、現在、犯罪や事故が年々減少傾向にあります、犯罪被害にあわれた方や、その御家族が望む支援も裁判への付き添いなど、直接的な支援が多くなってきており、これにこたえる広島被害者支援センターは、今や広島県の犯罪被害者支援活動において欠くことのできない存在であること。また、今年度からは電話相談日の拡充や県内3カ所目の拠点として、呉市に相談室が開設されるなど、犯罪被害者等の

利便性が向上するとともに、さらなる県民への被害者支援に関する広報啓発に資するものと大いに期待してるとのコメントがありました。

被害者の困りごと、被害状況は被害者の受けとめ、程度はそれぞれであり、一律的な内容ではありません。交通事故、詐欺事件、性暴力事件、殺人事件など被害の程度を問わず被害を受けられました子供、兄弟、高齢者、親、当事者たちが働けない、動けない、精神的なもの、PTSDを発症したり、不安定になったりが続くことが予想されます。

例えば、入院医療費、家事支援、後遺障害、介護、住居、保育園、弁護士探しなど多くの困りごとを通常誰に相談したらと考えるまで、相談という言葉が見つかるまでは相当な時間がかかるだろうし、それができない被害者等をいかにしてサポート、支援できるかその体制づくりが急務であり、急がねばなりません。

広島警察としても、犯罪被害にあわれた方々等が途切れない支援が受けられますよう、広島被害者支援センターをはじめとする関係機関、団体の方々との連携が必要とむすばれています。

さらには、広島県では平成27年11月28日、平成27年度犯罪被害者週間広島大会の開催、今年度6月に更新した犯罪被害者支援ハンドブックの作成、配布などを通じて犯罪被害者等への支援活動の推進を行っています。また、犯罪被害者基本法、犯罪被害者等基本計画は、第1次、第2次そして第3次と計画が推移している状況下、広島県内市町の対応は、1、犯罪被害者等施策主管課総合的対応窓口の設置状況は、県内23市町では100%の確定ですが、犯罪被害者等支援条例の制定、見舞金などの導入は残念ながら県内では呉市ただ一つだけです。加えて、公共住宅の入居に際して配慮を行う制度に関しては、優先入居を実施しているのは広島県、広島市、本市などを含め15自治体となっています。

さらには、犯罪被害者等基本法には、国の責務、地方公共団体の責務などが示されており、地方公共団体の実行が改めまして問われます。その一つが、犯罪被害者等基本法第16条、居住の安定であり、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅への入居における特別な配慮等必要な施策を講ずるものとあります。

また、内閣府においては、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課、必要会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等を通じ、犯罪被害者に対する見舞金の支給制度や生活資金の貸付制度の導入、さらには居住場所の確保や被害直後からの生活支援に対する取り組みがなされるよう要請をしています。

ついては、本市としても犯罪被害者がすぐにでも想定されるものではありませんが、不幸にもそのような事件や事故にあってしまったとき、犯罪被害者等の支援のための基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減を図り、もって安心して暮らすことができる地域の実現に寄与することを目的とした犯罪被害者等支援条例の制定を考えるとときではないかと私は思います。

つきましては、大竹市犯罪被害者等支援条例の制定への入山市長のお考えを問います。

次に、地域包括ケア構築に向けた市長のお考えを問います。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるといううたい文句、象徴として掲げられた

地域包括ケアシステムの構築が急がれています。私があえて申すまでもなく、2015年4月から改正介護保険制度がスタートしています。この改正は、住民、行政にとっても、これまでにない発想の一大転換が必要な内容でした。

文献を引用しますと、従来の制度はいわば支援が必要な状態の人に必要な制度、サービスを全国一律の基準で提供するというものでした。しかし、新たな制度では市区町村の独自性や地域の特性をより生かした仕組みづくりができることになりました。これを、新地域支援事業といいます。

さらには、その文献では逆に言えばこれからは市区町村は自分たちの手でふさわしい制度をつくり上げる役割が出てきた、新しい地域づくりの始まりとしています。今回の改正は、要支援者の訪問介護と通所介護が市区町村の事業となりました。あわせて元気高齢者など、広く住民が地域で交わり支え合う仕組みづくりを目指す方向性も示されました。

そもそも、このような改正に至ったのは、財政危機的な要因がひとつです。我が国は、超高齢化、少子化が桁外れに進んでおり、一人の高齢者を支えるために、これまで2.4人で支えていたものが、2050年には1.2人の肩車型の支えになると予想されています。

さらには、現在の高齢化率は26.7%、2040年には30%を超えるとも言われています。そして、今から10年後の2025年には4人から5人の一人が認知症との予測は、安心した生活が続けられなくなる危険性があるということでもあります。

また、年々と増加してくる社会保障費の財源確保とした消費増税が先延ばしされたことは、今後の財政運営あるいは医療、介護にかかる窓口負担、自己負担の引き上げなど個人負担の増の検討に大きく影響していることは間違いありません。これまでの形では、社会保障費は不足します。増税かサービスの大幅な切り捨てか、個人負担の増を含めた選択をせざるを得ないというのが実感です。

しかしながら、視点を変えてみますと、限られた財源を有効に活用し、制度を持続可能なものとし、よりよい暮らしとなるよう新しい方向も示されました。具体的には、専門性が必要な介護はしっかりと専門職、事業者が支え、日常の生活支援はできるだけ住民やボランティアの主体的な互助活動で支えていこうというものです。

それを本市に当てはめてみますと、3割強の65歳以上、今後も高齢化率は上がる見込みです。その主な要因は、高齢者の増加数だけではなく、年少人口、生産年齢人口の減少によるところが大きいものと推定されます。

つまりは、今後の介護保険を取り巻く状況は、これからの高齢化ピークへの対応、認知症高齢者の増加、高齢単独、夫婦のみの世帯の増加などが考えられますが、これを地域の課題として、本市の問題として受けとめ解決していくのは、余りにもハードルが高過ぎます。

つまりは、地域包括ケアシステムは、日常生活圏を単位とする小さな地域だと私は認識しております。もっとお話をすれば、本市の高齢者対策、地域包括ケアシステムの担い手は、高齢者みずから、高齢者自身でもあり、その方々がいかにして元気を維持できるのか、介護者を支えられる側に回っていただけるか、御協力、御理解に向けた仕組みづくりが重要です。

その中でも、先ほど山本議員も発言されましたが、先日、私も見学をさせていただきましたが、地域ぐるみで高齢者の見回りを積極的に進めています、阿多田地区で行われていますいきいき体操などの活動が地域の支え合いにつながっていく、ひいてはこの輪が本市の隅々まで拡大していけばと浸透してほしいと願うものです。

さて、国が示す、目指す支え合いによる地域包括ケアシステム実現への当面の目標年度は、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題です。その年度は、団塊世代ではなく団塊ジュニアが65歳を迎えるときでもあり、その後の2040年度までを視野に入れた取り組みが必要と考えます。果たして、2025年度を目途に地域包括ケアシステムが構築できるのか、互助助け合いの地域活動が強化できるのか、アドバルーンだけで終わるのか、これらの実行には厳しいものがありますが、課題を真正面から受けとめながら、一方では変わらざるを得ない解決も選択肢として考えられます。あわせて介護従事者、関係者、団体等もこのままの数、状態で進むものではありません。少子高齢、働き手、生産年齢人口の減少は介護職員、看護師などの医療関係者が減少することを意味してもいます。

私としても、したいと思ってもできない、お世話になりたくない、迷惑をかけたくないと考えても、人様に施設に行政に頼らないようにと願ってみても、できることにも当然のことながら限界もあるだろうし、地域包括ケアシステムの実現のためにと大上段に構えても、専門的サービスとともに地域で支え合う仕組みをどう充実させていくのか、支え手なのか、支えられる人なのか、年齢的にも、肉体的にも中途半端な立場、立ち位置に差し加かろうとしている、私の前を、心の中を不安がよぎります。

繰り返しとなりますが、いつまでも元気であり続けたいというのは、誰しも抱く感情ですが、意に反して介助がなければ生活ができないという状況にいつなるとも限りません。そのような場合の備えはいかながなものなのか、地域包括ケアシステム構築に向け、私たち市民はどのようなことに心がけていかなきゃならないのでしょうか。市長の思い、お考えをお示しください。

以上、登壇しての質問を終わります。御答弁につきましては、よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

再開はまた御連絡いたします。

~~~~~○~~~~~

14時13分 休憩

14時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

原田議員の質問に対する市長の答弁から再開いたします。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 誰しものが安全で安心して暮らしたいという、そういう思いを生活の根

底の中に当然のこのようにお持ちだというふうに思います。しかしながら、犯罪、災害などの報道で見られますように、自分自身ではどうすることもできない事態で命を落とされたり、不自由な生活を余儀なくされる方が多くいらっしゃるというのが現実でございます。痛ましい事件を日々耳にする中で、犯罪被害者等の暮らしに焦点を当てました先進的な取り組みへの投げかけをいただきました。ありがとうございます。

最初に、議員と同じように神奈川県立の障害者支援施設、津久井やまゆり園において、7月26日の未明に発生した事件で、被害にあわれました方々、御家族の皆様に対しましてお悔やみを申し上げます。

それでは、原田議員の御質問にお答えいたします。

初めに1点目の犯罪被害者等支援条例の制定について、お答えいたします。

本市では、子供から高齢者まで市民の皆様が日々安全に生活できる町を目指し、わがまちプランでは安全な町を基本目標の一つに掲げ、災害や犯罪、交通事故等の対策に取り組んでいるところでございます。

本市における防犯対策は、大竹市防犯連合会や傘下の各種団体、PTA、ボランティアと多くの市民の目で町を見守っていただいております。おかげさまで刑法犯の認知件数は平成18年の283件から平成27年には163件へと10年間で大幅に減少しているところでございます。

本市に置ける犯罪被害者等への支援策でございますが、専門性の高い機関と連携し、よりきめ細やかな支援を実施するため、平成25年度から広島被害者支援センターへの負担金を支出しております。平成27年度には、被害者の負担を軽減するため、行政での手続のワンストップ化を目指して、犯罪被害者等の総合的対応窓口を自治振興課内に設置いたしました。

さらに、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉、または生活の平穩への配慮の重要性について、広く県民へ啓発するため、広島県が内閣府と協働して実施した命のメッセージ、市町リレー展示に参加し、正面玄関ロビーに犯罪や交通事故により不幸にも命を奪われた方々の等身大の人形パネルを展示いたしました。

また、原田議員の御質問にもございましたが、犯罪被害者等基本法第16条に規定する居住の安定に対応するため、本市でも犯罪被害者等が公営住宅へ優先的に入居できるよう取り扱うこととしております。

しかしながら、犯罪被害者等に対する支援策は多分野にわたるため、本市においては各課が対応可能なものから取り組んでいるのが実情でございます。近年の犯罪等の発生状況を考えますと、誰もが犯罪被害者等になる可能性がございます。原田議員御指摘のとおり、犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穩な生活を営むことができるようにすることは、安心・安全なまちづくりを進める上で重要であると考えております。

今後、犯罪被害者等基本法、第3次犯罪被害者等基本計画の趣旨を踏まえ、県及び県内市町の取り組み状況等を参考にしながら、犯罪被害者等支援条例の制定も含め、犯罪被害者等に対する総合的な支援策について検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の地域包括ケア構築に向けた考えを問うについてお答えします。



一昔前の地域コミュニティと申せば、近隣住民による集いの場が数多くあり、また近所に困りごとを抱えた方がいれば、お互いが助け合うといった関係がごく自然な形で存在していました。しかし近年は、都市化により地域コミュニティが脆弱となり、都市部の集合住宅を中心として隣の部屋に誰が住んでいるかわからないといった無関心さも蔓延しております。

地域包括ケアは、昔ながらの地域コミュニティの実現を理想とするものでございますが、社会環境や個人の価値観などが移り変わってきているため、完全に以前のような姿にすることはまず不可能だと考えます。

このような状況の中で、それぞれの市町村は地域の特性や強みを生かしながら、独自に地域づくりを進めていくことが求められております。幸い本市では、自治会やボランティアグループを中心としたサロン活動が盛んに行われているほか、例えば三ツ石町のように、住民が主体となり運動による健康づくりを積極的に進めている地域があるなど、介護予防の意識が高いという強みがございます。

こうした強みを生かし、本市では元気な方だけでなく、体の動きに制約がある方も一緒に参加できるいきいき百歳体操というツールを使い、地域にお住まいの方がその地域の高齢者を支える仕組みづくりを進めております。

現在、阿多田地区における取り組みが定着しつつあるといった段階でございますが、同様の取り組みを他の地区でも始めることを目指して、自治会やその他の団体に対して働きかけを行っております。

まずは、市民の方にはこうした取り組みに興味をもっていただき、積極的にかかわっていただきたいと考えています。一方、地域包括ケアの構築には、市民の皆様の心構えが重要になってまいります。

例えば、介護が必要になったときに、施設入所と在宅生活のどちらを希望するのか。また、胃ろうや人工呼吸器などの延命措置をどの程度受け入れるのかなどについて、あらかじめ意思表示しておけば、認知症により思いを伝えることができなくなっても、人生の最後まで自分らしく生活できることにつながります。

これらはいわゆる自助と言われる部分でございます。また、互助と言われる助け合いの部分では、支える側の方にはまず支えようとする気持ちをもっていただくことが大切でございます。さらには、現在支えられる側にある方も、支援の内容により支える側に回れるときは、支えようという気持ちをもっていただくことも大切になります。

この支えるとは、直接他人の身の回りのお世話をすることばかりではございません。近所の方が毎日元気に過ごされているか見守っていただくことや、自宅に滞りがちな方の話し相手になっていただくことも立派な支えの一つでございます。

これらの自助や互助は、市民お一人お一人の意識によるものが大きいため、どのような心構えを持てばよいのか、あるいはどのような支えの場があるのかといった周知も必要になってまいります。

市では、2年前から玖波公民館の学びのカフェで、自助や互助の行動につながる内容をテーマとした連続講座を開催していますが、今後もいかに広範囲にかつ効果的に啓発を行

うかがが課題といえます。

今後も地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携しながら、こうした課題に取り組んでいき、地域包括ケア構築に向け着実に歩みを進めてまいりたいと考えております。

以上で、原田議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 原田議員。

○14番（原田 博） まず、犯罪被害者等支援条例の制定については、要望、お願いのようになりますけど、犯罪被害者等支援条例の中身というのは、まず被害者の方の声を反映させた支援策、あるいは国や県などと重ならない支援策、さらには条例において実施する具体的な支援の対象や定義など、また申すまでもありませんけど、制定に向けましては先進自治体の条例や制度を参考にさせていただきたい。まずは、条例案につきましては、パブリックコメントの実施、意見の結果公表も必要な課程の一つだと、そういうふうに思います。

特に、相談及び情報の提供は、対象を限定とせず、どなたの御相談にも応じることは不可欠な項目だと、そういうふうに考えております。その一端、一つが性暴力の被害をめぐっては、被害者がどこに相談すればいいかわからなかったり、病院や警察などで何度もその説明をしなければならず、二次被害を受けたりすることが問題になっておりましたけど、実は2014年8月の広島土砂災害で亡くなりました、安佐南区の藤井弥生さんという方が、生前に設立を願われていました性暴力被害者のためのワンストップ支援センターというのが、実は先月の30日から試験運用をされております。

しかし、もっと一番大切だということは、登壇して申しあげましたように、犯罪被害者にならない、誰もが加害者、被害者状態にならないということであります。大竹市としても御答弁にございましたように、大竹市防犯連合会や、いろんな団体または組織を中心にしました災害や犯罪がない交通事故防止等のための対策に取り組む安心・安全なまちづくりが私たちの今後の大きな活動だとかこの際に認識をするものでございます。

そして、次に地域包括ケア構築でございますけど、結局は財政が厳しい中、医療、介護のサービスの提供体制の回復によって、2025年に向けて地域包括ケアシステムを整備し、そして医療、介護、予防などのサービスを包括的に確保するということが今改正の大きな目的ではございますけど、それぞれ高齢者の思い、考え、行動、構成メンバー、いろんな社会生活など地域ごとに様相が異なっていることも認識しつつも、それは先ほど申しあげましたように、地域包括ケア構築に向けて、私たちにできるということは限られているとも感じております。行動したいという気持ちがあっても、じゃあどのように行動したらいいのかよくわかりません。自分自身でも体調の制約があったり、年齢がアップしたり、いろんなマイナス要因が重なってきます。行動したくてもできない、おのずと限界が生じてきております。

しかし、先ほどの市長の答弁にございましたように、三ツ石町の健康づくり、そして阿多田地区のいきいき百歳体操などは、地域にお住まいの方がこの地域の高齢者を支えられております。本当に、これらのことについては、実際に私も見させていただきましたけど、本当に私たちの大きな財産、またお手本というふうに認識をしております。やっぱり、私たちはこういう活動、こういう状況というか、こういうことに向かっっていかなければなら

ない、まさに私たちの究極の行き先を暗示しているように、そういうふうに移りました。

実は、先日御当地体操医者いらずと称した新聞記事が掲載されております。それには、介護予防を主な目的に、高齢者を対象にした御当地体操の実践は全国に広がっている。住民、自治体で地域のそういう集会所や老人憩いの家などで実施するケースが多く、行政がそれを応援している。また、現在、注目されているのはマンションの集会所などの利用です。高齢者がひきこもりがちなマンションでは、単純に介護予防ではなくて高齢者同士のつながりや地域のコミュニケーションづくりに役立っていることを評価されているとの行政のそういう担当者のコメントもありました。仲間との交流を深めることが健康度をアップさせる、町内単位などで比較的体力のある方が指導者になって、地域全体の底上げを実現すれば輪がどんどん広がる。国全体の社会保障費の抑制にもつながると和歌山大学の本山貢教授の期待談話でございました。課題の明確と同時に、地域にもある社会資源の発掘、地域住民リーダーの発掘などは、地域包括ケアシステム構築に向けた大切なプロセスだと、そういうふうに思っております。

結局は、地域包括ケアシステムの構築というのは、向こう三軒両隣が仲よくお互いに支え合っていく、そういう生き方じゃないかと、自分自身はそういうふうには思っております。

日ごろから、どうそのようなかかわりをつくっていくのか、近所づき合いに関心を持つきっかけづくりが大切だとつくづく思うようになってきました。

以上で、私の9月議会定例会の一般質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 続いて10番、山崎年一議員。

[10番 山崎年一議員 登壇]

○10番（山崎年一） 風の山崎でございます。一般質問に入ります前に、北海道東北地方の台風被害に対しまして、心からのお見舞いを申し上げますとともに、早期復興、早期の回復を祈念しながら質問に入ります。

私は6月議会に引き続き、子供の貧困について、岩国基地の諸問題について、以上2点について問います。

初めに子供の貧困について問います。

6月議会の一般質問で厚生労働省の調査で子供の貧困が待ったなしの状況にあること、我が国における子供の貧困を凶る法的な基準は、子供の貧困率で子供の6人に1人は貧困状態だということ。

直近の調査における我が国の貧困線は122万円となっているということを確認いたしました。その上で、本市の子供の貧困対策としての教育支援、生活支援、就労支援、あるいは経済的支援等について伺ったところでございます。また、現時点においては、子供の貧困の実態の把握についてはできていないが、今後、県や国の動向を見ながら、子供の貧困の実態の適切な把握について検討していきたいとの御答弁をいただき、8月に実施される児童扶養手当受給者に対する現況届の機会を活用し、一人親世帯が本当に望んでいる施策を把握するためのアンケートを実施する。その結果を踏まえて、今後の施策の充実について検討をするとの御答弁をいただいております。子供の貧困の実態調査については、大綱の重点施策にも位置づけられております。

そこで早速でございますが、このアンケートの進捗はどのようになっていますか。また、集約など現時点の状況、今後のスケジュール等について問います。

次に、子供の貧困の実態把握について問います。

子供の貧困については、児童扶養手当の支給対象者だけでは把握できません。生活保護の受給者漏れや無申告などもあります。また、就学援助は経済的に困窮した家庭の児童や生徒を支えるという大きな役割を果たすもので、我が国の子供の貧困対策の重要な柱となっています。

就学援助は自治体によって認定する基準が異なることが問題とされておりますが、6月議会では本市の就学援助は国の生活保護基準の見直しによる不利益が生じないよう、支給要項を改正し、貧困家庭への対応をしたと、このような御答弁もいただきました。

一方で就学援助や生活保護などは、申請がなければ支給されない申請主義となっています。情報がきちんと届くことがもちろんですが、いろいろな場面で説明会を開く、あるいは制度の理解を深めるなど情報の伝達が求められています。

我が国の生活保護の捕捉率は先進国中最低だと言われております。援助を必要とする世帯ほど情報が届けにくいと言われております。支援の必要な世帯ほど、日々の生活に追われ情報に接する時間も精神的な余裕もなく、情報を集める気力さえも失いかねないほど環境が厳しい現実があります。

援助を必要としながら周りに遠慮し、申請をためらう方もあると思われま。さまざまな支援制度がありながら、漏れてしまっている家庭や子供を見つける施策が求められているのではないのでしょうか。

本市の子供の貧困の実態を正しく把握し、地域の実情に踏まえた対策が求められています。今後、どのような調査がなされれば、子供の貧困の的確な実態把握ができるとお考えですか、問います。

次に、岩国基地の諸問題について問います。

かねてより、山口県基地関係県市町連絡協議会、1県2市2町が要望していましたF A 18スーパーホーネットの試験飛行がE A 18Gグラウラー電子戦機により8月11日に岩国基地で実施されました。午前10時から10分間基地上空を旋回し、滑走路に車輪が届いた直後に離陸するタッチアンドゴーを2回実施したということでもあります。

岩国市の福田市長は、通常型ホーネットの騒音と比べて歴然とした差はなかったと感じている。今後は艦載機の通常運用の中で、飛来情報や騒音の把握に努め、市民の不安が払しょくできる対策につなげたいと述べたと報じています。

ところで、8月19日の中国新聞岩国総局の野田華奈子記者はオピニオン、意見主張のコーナーで、たった1機で10分間、もはや茶ばんとしか言いようがない。視察した市議や市民から、意味があるのかとの指摘が相次いだ。市は周辺で試験飛行の騒音測定をしたが、当初希望していた従来型のホーネットの飛行がなかったため、同条件での測定値の飛行はできなかった。比較対象のないデータが何に生かせるのか甚だ疑問である。艦載機と隣り合う日常を想定しなければならない市民の不安は残されたままだと結んでいます。

そこで、試験飛行の騒音測定の結果と、試験飛行に関する市長の評価について問います。

次に、防衛省は8月16日、在日米海軍横須賀基地に配備されている原子力空母ロナルドレーガンの艦載機が硫黄島で離着陸訓練を行うと発表し、天候など硫黄島で訓練ができない場合、厚木、三沢、岩国で陸上離発着訓練を行うと関係自治体に予備基地指定の通告をいたしました。

岩国基地では、当初の計画では27日から30日、時間は午前10時から午後10時としていましたが、日程を1日延ばし31日までとすると通告を出しました。しかし、さいわいにも訓練は実施されなかったようであります。

岩国基地に関連しては、山口県と岩国市など2市2町で構成する県基地関係縣市町連絡協議会が19日に岩国基地で訓練しないよう文書で基地などに要請し、岩国市の基地政策担当部長らが岩国基地を訪れ、硫黄島で訓練を完了するよう求める要請書を提出しました。

広島県と広島市、廿日市市、江田島市は、19日、岩国基地で訓練しないよう外務省や米軍に要請し、広島県と3市は外務大臣、防衛大臣、米駐日大使、米海兵隊岩国基地司令官の4者へ周辺地域の騒音被害や事故発生の危険性の増大など、県民の安心・安全が脅かされる懸念があるため容認できないと中止要請をいたしました。

基地提供自治体や基地周辺自治体が岩国基地の予備指定に対して、訓練の中止や反対を表明され、関係機関に対して中止要請や抗議文を提出している中で、大竹市はこれまで一貫して訓練の中止要請や予備基地指定の撤回を求めています。この質問につきましては、以前も一般質問で取り上げました。

私たちは、これまで地域住民の騒音被害や事故発生の危険性、安心・安全確保のため、中止の要請をされるよう求めてきました。2017年から艦載機の移駐を目前にして、改めて予備基地指定についての市長の見解を求めます。

次に、4年前から米国や米軍から情報はたびたび発信されていながら、地元自治体に情報提供されなかった最新鋭ステルス戦闘機F35Bの米海兵隊岩国基地への配備が8月22日、外務省、防衛省から山口県と岩国市に通告をされました。

福田市長は、情報について速やかに伝えてほしいと、これまで米側からの情報が先行して、国からの情報がなかったことに不満を表明する一方で、今以上の基地機能強化は容認できないと基本的スタンスを示されたと報道しています。また、騒音予測図を参考に基地強化に当たるか精査し、配備への一定の判断を示す方針だと伝えていきます。

そこで伺います。大竹市にはどのような通告がありましたか。新しく配備される戦闘機はどのような任務や役割を持つものですか。今後の騒音予想図はどのような条件をもとに作成されますか。運用開始時からの事故発生状況、安全性についてはどうですか。なぜ、岩国基地に配備されるのですか。以上、5点について伺いをいたします。

次に、岩国基地で行われる空母艦載機の着艦訓練について伺います。

6月議会の答弁では、離発着訓練基地については、政府は馬毛島を検討中だという御答弁をいただきました。艦載機が基地周辺自治体に一番影響を与える着艦資格取得訓練（CQ）について、どのような飛行コースで訓練されるべきかについては、御答弁をいただいております。この点については、課題が残っていると思うわけです。

前回の質問でも述べさせていただきましたが、この訓練は空母が出航する前に、洋上の

空母と岩国基地を結んで艦載機が着艦訓練を行います。この訓練に合格しないとパイロットは空母に乗って出航できないわけでありまして。現在は、東京都の大島沖に出かけた空母と厚木基地を結んで行われているものです。この訓練は、夜間にかけて行われて、基地周辺住民は騒音の被害を受けるわけでありまして。

岩国基地では、空母はどの位置に配備させられ、着艦資格取得訓練（CQ）を実施するのか、訓練海域を明らかにされるようお願いをいたします。6月議会でも伺いましたが、豊後水道を通過して佐田岬半島を迂回し、瀬戸内海に入るのか。豊後水道で艦載機の着艦を受けるのか。はたまた土佐湾で待機するのか、佐多岬半島のつけ根には伊方原発があります。伊方原発から大竹市が100キロ圏内に位置しています。事故が発生すると福島原発の事故のように取り返しのつかない事態も想定されます。瀬戸内海が放射能に汚染される事態も考えられます。

風光明媚と言われております瀬戸内海国立公園が米軍機の騒音、事故の危険で住民の平穏な生活が脅かされるようなこととなります。着艦資格取得訓練には、どのように行われると考えますか。

以上で、壇上での質問を終わります。米軍との関係など多岐にわたり微妙な問題でございますが、御答弁のほどよろしくをお願いをいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 前回は引き続きまして、市民の皆様の安心・安全という視点から御質問をいただきましてありがとうございます。

それでは、山崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の子供の貧困対策についてにつきましては、お答えいたしますが、後ほど教育長からもお答えいたします。

まず、一人親家庭が望む施策を把握するためのアンケートについてでございますが、毎年度8月に行われております児童扶養手当受給者に関する現況届の機会の活用する形で今年度初めて実施いたしました。

アンケートは現況届の対象者227人に対して、教育、生活、保護者への就労、経済の四つの支援において、保護者が利用したいと思うサービスをお答えいただく内容となっております。現在は、まだアンケートを回収している最中でございますので、今後アンケートの分析作業を行い、その結果をもとに来年度以降の施策実施を検討してまいりたいと考えております。

次に、子供の貧困の実態把握についてでございます。

本市における実態把握の方法としましては、妊娠、出産、乳幼児期における各種届時の面接や新生児宅への訪問、乳幼児検診といった母子保健サービスの場面や保育所等の施設や児童扶養手当等の手続といった児童福祉サービスの場面における保護者や子供との接点において必要な情報を提供し、困難を抱えている子供や家庭に気づくことができるよう注意を払っています。

そのほかにも、生活困窮者支援制度などの相談の過程で支援を要する子供の存在を把握

するなど、現在、庁内関係課で連携した取り組みを行っているほか、民生児童委員や広島県西部子供家庭センターなどの関係機関とも連携を図りながら、支援が必要な子供の早期発見に努めているところでございます。

しかし中には、経済的、福祉的な支援制度の利用を望まない世帯や何らかの事情で支援制度の適用条件に当てはまらない所得の低い世帯、身近な相談者がいないなどの社会的な孤立の状況にあり、支援制度が行き届かない世帯も中にはあるのではないかと考えられます。また、支援制度の情報は知っていても、行政とかかわることに抵抗がある場合や、保護者が仕事を休むことができない。健康状態が悪く外出できないなど、個別の相談や必要な手続を行うために、市の窓口に来ることができない場合もあるかと思えます。このような場合もあるということを中心に、さまざまな場面を通じて把握できるよう努め、具体的な支援や見守りにつなげていくことが重要であると考えております。

続いて、岩国基地の諸問題についてお答えいたします。

最初に、岩国市などが要望していた空母艦載機の試験飛行が8月11日に実施をされた結果でございますが、10時30分から10時40分の10分間にE A18G グラウラー1機が岩国基地から基地沖合の上空を周回し、滑走路上でタッチアンドゴーを実施いたしました。中国四国防衛局の騒音測定データによれば、滑走路の周辺においては、北側で10分間に最大105.5デシベルを、南側で最大92.6デシベルを、また、試験飛行の視察場所になった滑走路北側のみすみクリーンセンターでは、最大97デシベルを観測しております。滑走路から少し離れた岩国市の三笠町の東中学校では、最大81.3デシベル、同市青木町付近では74.8デシベルを観測したとの報告でございました。

なお、阿多田島においても、防衛局の職員と市の職員が灯台資料館付近で調査を試みましたが、御承知のとおり阿多田島付近までの飛行がなかったためか、大きな騒音を観測することはありませんでした。

今回の試験飛行について、私といたしましては、本市、特に阿多田地区について、何らかの影響を計れるものと想定していたところですので、その点は少し残念な思いはありました。

いずれにしましても、艦載機の移駐をまじかに控え、国に対しては本市にできるだけ大きな影響がないような米軍の運用について配慮を願うものでございます。

次に、硫黄島での実施されている航空空母艦載機の着陸訓練について、その代替施設に岩国基地などが指定されている件について、艦載機の移駐を控え、改めて指定の中止を要請すべきではないかということについてでございます。

先日、8月16日付で中国四国防衛から空母艦載機の着陸訓練を8月23日から8月30日に実施する予定があるが、天候等の事情により硫黄島において所要の訓練ができない、実施できない場合には、8月27日から8月30日までの午前10時から午後10時の間で米軍岩国基地において実施するとの通知がございました。

基地の影響を受ける本市としましては、空母艦載機の着陸訓練が実際に岩国基地で行われることがないよう強く願っているのは当然でございます。ただ、これまでもお答えしていることの繰り返しになりますが、この件については、国からも訓練のたびに毎回でき

るだけ硫黄島で実施するよう申し入れをしており、米国側からもそのような認識であること。また、広島県において、国や米国に対し、住民の安全・安心を確保する観点から、このような着陸訓練を岩国基地で実施しないこと。また、予備施設に指定しないことについて要請を行っております。

これらのことから、この件について、改めて市から要請を行うことは現在考えておりません。

次に、最新鋭ステルス戦闘機F35Bを米国が岩国基地に配備する計画につきましては、岩国市と山口県に説明があった日の翌日、8月23日に中国四国防衛局長から本市に説明がありました。

その概要ですが、1点目として、来年1月に現在配備しているFA18ホーネット3部隊のうち1部隊、12機を10機のF35Bに更新、さらに来年8月にAV8Bハリアー1部隊8機を6機のF35Bに更新すること。2点目として、更新の対象となる現行の機種はF35Bの到着時期及び米軍の部隊交替を踏まえ、日本国外に移駐すること。3点目として、F35Bの配備に伴い、約460名の軍人家族が岩国飛行場に移動するが、現行機の国外移駐に伴い、約330名が減少し、結果的には約130名の増となるということでございます。

そのほかにF35Bの騒音に関する説明もございました。米国側からは、F35Bとホーネットを比較すると、離陸時の騒音についてはF35Bのほうが約2デシベル大きくなるが、着陸時においてはF35Bのほうが約11デシベル小さくなる旨の説明を受けているとのことございました。

また、今回F35Bが16機配備されるが、ホーネットが12機、またハリアーが8機、国外へ移駐することから、都合4機減少することになり、飛行回数も減少するものと考えているとのことでございます。

F35Bに関する議員の御質問については、中国四国防衛局に問い合わせをいたしております。まず、F35Bが岩国基地に配備されることになった理由ですが、1点目として、F35Bの我が国への配備は米国のアジア太平洋地域重視政策の一環であり、日米同盟に対する米国の責任を示すものであること。2点目として、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、最も現代的かつ高度な能力を有するF35Bを我が国に配備されることは、日米同盟の抑止力を強化し、日本及びアジア太平洋地域の安全に寄与するものであること。3点目として、このような認識のもと米政府は米海兵隊のFA18ホーネットやAV8ハリアーをF35Bに機種変更することについて、米政府内で検討調整し、今般日本政府に対して説明を行ったものと考えているとのことございました。

次に、F35Bの事故の発生状況についてでございますが、米海軍安全センターの公開情報によれば、米海兵隊のF35Bについては、2012年1月に初めて納入して以降、一定規準以上の重大な事故であるクラスAの事故は発生していないと承知しております。また、安全性については、米国政府がその安全性、信頼性を確認した上で量産が開始されたものと承知しております。

いずれにいたしましても、F35Bの飛行運用に当たっては、安全をはじめとする地域住民の生活に対して、最大限の配慮がなされることが重要であると考えているとのことござ



ございました。

なお、F35Bの岩国基地での任務や今後行うとされているF35Bの配備後の騒音予測の条件や方法については、現在も問い合わせ中ですので御了承いただきたいと思います。

この説明を受けて、本市としても部隊が変わると訓練の回数が増して、騒音も多くなる傾向があることから、特に影響を受ける阿多田島への配慮とF35B配備に伴う騒音予測の早期実施と説明を要望いたしました。

最後は、空母艦載機、移駐後の空母と岩国基地を結ぶ着艦資格取得訓練いわゆるCQ訓練はどのように行われるべきと考えるかとの御質問でございます。この着艦資格取得訓練は、現在、硫黄島で行われている着艦訓練の終了後、空母への着艦資格を得るため、実際に洋上に出て空母に着艦する訓練を行うものと聞いております。

艦載機の移駐後にこの訓練をどこでやるのかについては、国に問い合わせたところ、現在、米国側において検討中であるとの回答でございました。いずれにいたしましても、本市といたしましては、新たな騒音等の負担のないよう強く願うものでございます。

以上で、山崎議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、山崎議員の子供の貧困対策についての御質問にお答えいたします。

子供の貧困対策の支援制度の取り組みとして、就学援助制度と奨学金貸付制度がございます。就学援助制度の周知につきましては、年度末に広報紙とホームページによって広く市民に知らせるとともに、新1年生も含めた全児童・生徒の保護者に対して申請用紙を添付したお知らせを配布しております。

この制度につきましては、就学援助率が現在約18%で、ここ数年間少しずつ上昇している状況からも、ほぼ全ての家庭に周知ができていると捉えております。ただ、経済的な状況が厳しいにもかかわらず、就学援助の申請をしていない家庭が全くないとは言いきれませんので、対象家庭を学校あるいは地域の民生児童委員等が把握した場合には、申請の必要がないか、個別に相談を進め適切に対応してまいりたいと考えています。

奨学金貸付制度の周知につきましては、これも年度末に広報紙とホームページによって広く知らせておりますが、昨年度末から新たに市内全中学校3年生の保護者と近隣の公立高等学校にお知らせを配布し周知に努めているところでございます。

これからも、生活が厳しい家庭への経済的な支援制度が充実するように周知の徹底に努めるとともに、経済的な理由で教育を受ける権利が阻害されないよう努力してまいりたいと考えております。

以上で、山崎議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。大変御丁寧な説明をいただきました。

特に、基地問題に関しては、まさかこんなところまで御答弁いただけると思いながら質問に立ったわけでもございません。実は、正直に申し上げますと、まだそこまでいってない

から勘弁してくれと言われるんじゃないかと思いながら質問をさせていただきました。

大変問い合わせをしていただいたりして、御苦勞をかけたことを感謝申し上げます。

子供の貧困の実態把握について伺いました。子供の貧困の全体像というのは多様な姿をしておりまして、なかなかつかみにくい、しかし、子供の貧困問題は子育て世代の貧困のもとで暮らす子供の問題であります。

要するに、非正規雇用や先ほど来ございました不安定な雇用形態、あるいは貧困世帯の生活を安定を図ることというのがなかなか難しいというようなことの中で保護者の就労状況と家庭の支援の改善が基本的な問題だろうと思うわけであります。

今の状況といいますのは、幾ら就労しても非正規などの厳しい雇用状況や核家族、少子化による子育て家庭の養育力の低下、地域のつながりの希薄化による子育て支援の低下など、子育て家庭の環境は悪くなる一方であります。

こうした状況を踏まえて、どう児童扶養手当の増額や児童手当の拡充、保育料の助成の拡充、就学援助の制度の拡充、医療費の窓口負担の廃止、あるいは給食の無料化など多くの課題がありますが、財政状況を考慮しながら、こうした施策を段階的に一歩ずつ拡大して実施していけることが子育てに経済的負担感のない子育て社会の構築を目指すことが必要と考えております。

子供の貧困については、子供の貧困対策推進法や子供の貧困対策に関する大綱が指摘しておりますように、貧困な政策では子供の貧困は改善しないということは、これまでの施策で子供の貧困率が悪化していることから見ても明らかであります。

今必要なことは、先ほど来お話をいただいておりますように、早急に実態調査を実施して、その結果を反映させた貧困対策を早くつくる、こういうことが大切なんではなかろうかと思っております。

ぜひとも実態を早く把握していただき、緊急的な施策、中長期的な施策見きわめながら、子供たちの安心・安全な生活が営めるような環境を提供していただきたいということを重ねてお願いをいたします。

先ほど御丁寧な御答弁をいただきました基地問題について、二、三問わせてください。

空母艦載機の離着陸訓練基地について問います。

訓練候補地として予定されていると言われます馬毛島でございますが、これは6月議会で入山市長の御答弁で現在、馬毛島を検討しているというふうに向っておるという話を伺いました。

鹿児島県は、7月の県知事選挙において、原発一時停止の三反園訓知事が誕生しましたが、現地のマスコミ等によりますと、選挙中、馬毛島の訓練基地については一説触れられなかったということがございます。一方で、沖縄県の翁長知事が7月18日に馬毛島を視察しました。これは、普天間の代替地として馬毛島移設を提案しようとするものです。

そもそも馬毛島は、米軍再編計画に基づき、米海軍の空母艦載機が岩国基地に移駐されるのに合わせて、離着陸訓練を実施する場所として建設会社社長と防衛省が交渉していたものでした。

2011年、日米外務省、防衛省によるツー・プラス・ツー協議での共同声明では、空母艦

載機離発着訓練の恒久的な施設として使用されると明記され、米国政府への公約となっております。

馬毛島は会社社長の所有ですから、方向づけと金額が決まれば、急転直下進むとも思われます。翁長知事の思惑、あるいは政府の思惑、地元住民の反対運動の取り組み、地主は売却でなく賃貸を希望など、それぞれの思惑が錯綜していますが、一方で岩国基地では艦載機の移駐は目前となっています。岩国基地でNLPやFCLPが実行されないという補償はありません。岩国基地周辺に住んでおります住民としては、入山市長の言われる騒音被害のないところで安全に訓練が行われることが一番と思うわけであります。

馬毛島が実現すれば、大隅諸島などの住民に被害が想定されます。今までのように、硫黄島での訓練が一番被害がないと思うわけであります。現在行われている硫黄島での訓練をこれからも続けていただくということは、どのような支障があるのか。ここについてのお考えがありましたらお願いをいたします。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（高津浩二） 硫黄島での訓練を継続してということですが、これも問い合わせをさせていただきました。

硫黄島、距離的にもありますし、それから、やはり硫黄島は近くに代替の飛行場がないことであるとか、スクールとかあと火山活動とか、そういった不安定な要素が訓練をする上であるということがございます。

こういったことで、これまでも恒常的な施設について、これまで米側から新しい場所の確保の要請はされているということがございます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） 次に、岩国基地の予備基地指定について問います。

米軍は、なぜこうたびたび予備基地指定をするのでしょうか。やはり、離発着訓練基地が整備されない以上、厚木、三沢、岩国というのは継続して陸上離発着訓練のできる基地として存在し続けさせるということが米軍の思いではないかと思うわけであります。

先ほどの硫黄島ができないという分については、確かに厚木からは1,200キロであります。岩国からは1,400キロだそうございまして、そういった意味においては、馬毛島で訓練をすれば、その馬毛島と岩国間に自衛隊の基地が2つあるということで、非常に便利がよいということも伺っております。

ところで、予備基地指定を受けた厚木基地のある神奈川県知事と大和市と綾瀬市の両市長は、8月16日及び17日に防衛大臣、外務大臣、厚木基地司令官、ジョン・F・ブッシー大佐に対して、当基地で着艦訓練をしないよう要請しました。神奈川県基地関係区市町連絡協議会1県9市も外務省と防衛省に対して中止要請をした。また、三沢基地の存在する青森県三沢市も、8月19日に外務大臣、防衛大臣、東北防衛局長、在日米国大使館、米軍三沢基地司令官に対して文書で中止要請をした。

こういうふうに、基地周辺自治体や基地提供自治体がこぞって訓練の中止や基地指定の取り消しを要請をされておるわけですが、先ほど市長は引き続き、今までどおりこのことについてはしないということであります。しかし、大竹市民としては、ぜひ基地

提供自治体、あるいは近隣自治体として市民の安心・安全のためにも、他市の同じように足並みそろえて、こういう要望をしてほしいというのが市民の切実な思いだと思います。

ぜひ、このことについては、市長さん先ほどしないということでございますので、これ以上問いに加えません、ぜひともよろしく願いをしておきたいと思っております。

次に、F35の岩国基地への配備について伺います。

6月議会ではAV8Bハリアーの滑走路の工事が沖縄県の伊江島飛行場で行われるため、岩国の飛行場でハリアーの離着陸訓練をしたという御報告をいただきました。現在、伊江島の滑走路は分厚いアルミ板の敷き詰められた滑走路でありまして、F35やオスプレイが離陸時に多発する高温の廃棄熱に対応するために、コンクリートの滑走路に改修する必要があるということでありまして、岩国基地配備のF35、あるいは沖縄の伊江島周辺で訓練を重ねる、現在建設中の東村高江のヘリパッドを利用して、F35やオスプレイが訓練をしているということだろうと思うわけでありまして。

このオスプレイやF35が連携した訓練が沖縄の伊江島、あるいはヘリパッドを使ってできる、このヘリパッドには海に近い場所が今回日本政府から提供されましたので、海兵隊による陸海空一体の上陸訓練ができるとされております。

この訓練を沖縄に集中させる計画は、米海兵隊太平洋基地司令部の報告書、戦略展望2025で明らかにされています。それによりますと、約51%が使用不可能な北部訓練場を日本政府に返還する一方で、新たに使用可能な訓練場所を開発すると掲載をしています。また、8月31日の報道では、米海軍の報道官が海軍用の垂直離着陸輸送機CMV22オスプレイを岩国基地に配備すると発表いたしました。ドナルド・レーガンが東シナ海などに洋上に展開する場合は、岩国基地から艦上に移動し、任務に当たるとみられています。

このように見てみますと、岩国基地は米軍の訓練の中心となり、沖縄よりも米軍の中心は岩国基地になる可能性があるかと危惧するわけです。米軍の日本や沖縄で実施される訓練が岩国基地を中心に組み立てられる、この極東最大の米軍基地である岩国基地の機能強化が基地周辺の住民の安心・安全を脅かすのではないかと懸念をするものであります。

先ほど市長の御答弁では、このアジア、あるいは東アジアの危機に対処するためにF35あるいはオスプレイ等の配備があるというお話がありました。確かに、中国や北朝鮮など大変厳しい軍事情勢になっております。

そういった中で、市長のおっしゃる安定のための施策としては必要な部分かと思うわけですが、一方、岩国基地周辺に住んでおります私たち住民としては、やっぱり安心・安全が心配、こういう懸念をするところでございます。

こういったところで、もう一度なぜ岩国の基地が強化されることが日本の平和と安定につながるのかということについて、もう少しお話を聞かせていただきたいと思うわけですが、よろしく申し上げます。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 国の安全のことに関しまして、我々の立場で説明する。非常に難しい部分がございます。

なぜ、F35Bが岩国基地に配備されるかということ、これについては、防衛省のほうに

確認をしましたということで、先ほど市長が御紹介申し上げたところであります。米国のアジア太平洋地域重視政策の一環であると、日米同盟に対する米国の責任を示すものとして配備されるということ。最新鋭の高度な能力を要するF35Bが我が国に配備されることは、日米同盟の抑止力を強化するんだと、こういう意思だということの説明を受けましたということまでしか申しわけございませんが、説明する立場にございません。

以上です。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） それでは、安全・安心対策についてお伺いをいたします。

空母艦載機の移駐に伴う騒音対策であります。厚木基地から空母艦載機移駐について、国は平成29年ごろまでに完了との方針を変えていません。現に、基地内では着々と移駐の準備が進んでおり、計画どおり実行されることもほぼ間違いない状況であります。艦載機の移駐が実施された場合、一番懸念をされるのが騒音被害であります。

これまでも騒音被害には多くの方々が悩まされており、移駐により航空機の機数が59機増加することや、F/A18スーパーホーネットの飛行では、ますます騒音はひどくなると危惧されておられます。騒音軽減対策の取り組み及び住宅防音工事の拡充について、早急な対応と実行のある対策の実現が不可欠であり、ところで訓練の中でも、先ほどありました着艦資格取得訓練であります。原子力空母ロナルド・レーガンの艦載機が行うこの訓練は、地域住民に大変大きな危害を与えます。基地から飛び立った艦載機が空母に向かい着艦訓練を行う。訓練を終えて基地に帰ってくるのが10時あるいは11時、ときによると深夜になることもあると言われております。

6月4日の朝日新聞では、在日米海軍のジョン・ピタ作戦部長が5月の記者会見で新しい拠点に最適なCQの場所を現在検討している。1年ぐらいかけて調整し決定されると思うということでございますので、先ほど市長の御答弁にありました、今検討中だということだろうと思うわけですが、いずれにしましても、この訓練が岩国基地で一番被害の大きい訓練だと思うわけであります。

基地周辺住民の安心・安全対策にも情報をつかんで、早く知らせるとというのが自治体の住民への責任と思うわけであります。やはり、米軍にも防衛省にも国にも自治体住民の安心・安全については妥協しない、しっかり物を言うという姿勢が必要ではないかと思っております。

この防衛省にも国にも自治体住民の安心・安全対策については妥協しない、しっかり物を言っていくというこの姿勢、これが私は必要だと思うんでありますが、このことについてはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（高津浩二） CQ訓練のことにつきましては、これは先ほど答弁したとおりなんですけども、これまで当初の騒音予測といいますか、この中で当然大竹市はそれまで以上に被害が拡大しているということは明らかになっておるわけでございます。

今、議員さんがおっしゃられたそのCQ訓練というものは、騒音予測の中にどのように反映されているかということにつきましては、また再度確認はしていきたいと思っております。

ますけども、いずれにしましても、初めに申し上げましたように、そういう騒音、特に阿多田島については、騒音予測が拡大するというのは明らかなんで、その点については、これまでも機会あるごとに配慮といいますか、そういう要望をしておりますので、引き続きこれからも続けていきたいと思っております。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） 自治体として、やっぱり住民の安心・安全対策については、しっかりと米軍や国に物を言うていくという姿勢というのは、これは維持していただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

これは、議会の問題であります。F35の配備について、あるいは最近の岩国基地のいろんな状況の変化等につきまして、議員全員協議会を開いて、国や防衛の説明を求めていると思うわけでございます。

大竹市議会として、ぜひ全員協議会を開催されて、国や防衛と協議する場を設定されるよう、この場をおかりして議長にお願いをいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 続いて13番、寺岡公章議員。

[13番 寺岡公章議員 登壇]

○13番（寺岡公章） 13番、大竹新公会の寺岡でございます。私は教育のほうのキャリアスタートウィーク、こちらについて質問を行ってまいります。

今年の夏も、中学生が5日間のキャリアスタートウィークに挑みました。多くの方が市内各所に掲げられたのぼりをごらんになったことでしょうか。大竹市で本格的にキャリア教育という名称の教育活動が実践され初め、今年で11年になります。この間、学校現場や教育行政は、毎年大変な御苦勞をして生徒と事業所を結んでこられました。市民の認知度も年々高くなってきているようでございます。

パイロット事業を含め、この事業が開始された平成十七、八年、このころの教育要覧を拝見いたしますと、学校教育推進概要図のまん真ん中にこの事業が位置し、教育の目指す児童・生徒像に導いております。

それ以降、年代を追ってみますと、文面上、字面上でのその存在感は徐々に薄くなってきており、近年では道徳教育の体験活動の充実、この言葉の中に包含されているのを読み解くのがやっとなです。

これについて、当初は最近は余力を入れているかなと少々誤解していた部分もありました。担当とのヒアリングやさまざまな書き物などから、国や県の動きに合わせより本質的な徳育に主眼を向け始めているあらわれであると、こういうふうに理解をすることができました。

また、キャリアという言葉から先行するイメージが勤労観、また職業観、スキルの育成に特化しているとの誤解が生じることを懸念した上で、適当な表現に改めてきたと今は認識することができます。

今回、この事業にスポットを当てまして、改めて学び直す機会が持てたのは、質問前の勉強中の私自身にとっても意義深いものでありました。

さて、生徒たちが市内の事業所の胸をお借りして、一定期間通勤することは、今まで知っていたふるさと大竹とは異なる側面に触れる機会でしょうし、通勤先で保護者や学校の先生方とは違う大人とコミュニケーションを図る経験は、近い将来社会に出たときやひとり暮らしを始めたときの人間関係形成にきっと役立つことでしょう。

さらに可能性を言えば、中学2年生が1年半後に小中9年間一緒に学んだ同級生と別れ、高校に入学してほかの町の生徒とクラスメイトになったとき、必要とされる基本的なコミュニケーション能力を培う場面にもなりえます。

華やかなサービスや企画、製品、建築物が生まれるまでの影の努力を知ることは、生徒の視野を広げ他人をおもんばかることにつながり、みずからが果たすべき立場や役割の理解を深めます。

これまでの長い期間、中には事業所の方と生徒との感性がマッチして、生徒がこんな大人になりたいと、そう感じる出会いもあったのではないかと思います。また一方、私たち大人にしましても、生徒に見られているという自覚からみずからの行動を考え、みずからを律する機会にもなってきたことでしょう。

このように、この事業に対して優位性に大変な好意的に捉えている私でございますが、ますますこの事業がよくなりますように、細かな面も踏まえながら質問をさせていただきたいと思います。

素朴な疑問からまいります。

まず一つ目が、学校が受け入れをしていないのはなぜなのかということでございます。キャリアスタートウィーク、職場体験の受け入れを学校がしていないということ。生徒にとっては、それぞれの保護者の職業に次ぐような身近な職業であります、教師というもの。

職業体験というシンプルな部分の、これ为目标とすれば、学習者が最もイメージしやすく、効果が得られやすいのではないかと考えます。もちろん、同じ学校ではなく、大竹の生徒は小方へ、小方の生徒は玖波へと、お互い交換をすることは可能なのではないのでしょうか。もちろん、小学校でも構わないと思います。

将来、教職につきたいという夢をもっている子もいることでしょう。夏休みということもありますが、授業ではなく裏方の作業を体験、経験するだけでも大きな意義があるように感じますがいかがでしょう。

また、これは成果の部分につながるかもしれませんが、これまで約10年間の積み重ねがあるこのキャリアスタートウィークですが、最初のころの生徒は既に成人し、社会人になっている年齢であります。事業としてPDCAサイクルに当てはめれば、チェック、すなわち社会人としてどのような職について、キャリアスタートウィークがどう生かされているのか、そういった情報があれば今後の事業展開の参考になると思います。例えば、追跡調査など、こういった仕組みはつくれないでしょうか。

このようなことも踏まえまして、まずは通告どおりこの約10年間の成果、近年の状況、また今後の展望について伺います。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） 次代を担う子供たちが働くことや、自分の将来の生き方について考えるキャリア教育の重要性について取り上げていただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、寺岡議員のキャリアスタートウィークの状況と成果、今後の展望についての御質問にお答えいたします。

今から十数年前、産業や経済の構造的変化、また雇用の多様化など社会の変化が著しくなった現状を受け、子供たちみずからが自分の将来に向けて希望あふれる夢を思い描けるように、勤労観や職業観の育成を目標としたキャリア教育が推進されてまいりました。

その取り組みの一環として、広島県内でも早い時期の平成18年度に大竹市で初めてのキャリアスタートウィーク、職場体験学習を中学2年生を対象に実施しました。当時から、学校が地道に事業所を訪問し、受け入れ先をふやしていった結果、今では70カ所を超す事業所で職場体験を行っております。

また、毎年数回、各中学校の代表者と教育委員会でキャリアスタートウィーク推進委員会を設け、5日間の職場体験活動がより組織的で充実した取り組みとなるよう改善を図っているところでございます。

現在、キャリアスタートウィークの受け入れ機関として幼稚園、医療機関、介護施設、小売業、製造業、飲食業など、民間の事業所のほか、県の機関である警察署、さらに市役所や消防署などにおいても受け入れていただいているところでございます。

新たに小中学校を職場体験の場として加えることに関しましては、学校内には生徒に身近な個人情報が多く、また生徒たちは身近に学校の仕事を理解しているという理由から、今までは対象となってはいませんでしたが、学校の現状や生徒の希望を聞きながら、新たな事業所として検討してまいりたいと考えております。

キャリアスタートウィークの成果としましては、事業所から挨拶や返事が元気でできた。決められた仕事を一生懸命に最後まで取り組んだ、自分から仕事を工夫し、積極的に動いていたなどのうれしい報告をいただいております。

この職場体験を通して、礼儀や接遇、また責任感や積極性、忍耐力やコミュニケーション能力など社会人になるに当たって必要な力を習得しているものと考えております。

さらに、各中学校ではキャリアスタートウィークでの体験を振り返り、発表をする場を設けており、働くことの意義や大切さを再認識し、周りの生徒と共有する取り組みも行っております。

今後の展望として、キャリアスタートウィークで培う勤労観や職業観を大切にしながら、大竹市が目指す子供像、自分の力で人生を生き抜くたくましい子供の育成に向け、系統的、発展的なキャリア教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、これまでに中学2年生で職場体験をした生徒が当時の体験を生かして、この大竹市に就職しているかどうかは把握しておりませんが、今後も大竹で働き、大竹で住み続けたいと思うような児童・生徒の育成に努めたいと考えております。

以上で、寺岡議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 寺岡議員。



○13番（寺岡公章） 御答弁ありがとうございます。

この事業の前に、生徒の皆さんはマナー講座も学校で行っておられるということを知りました。準備なども大変だと思うんですけど、生徒皆さん方の身になっていると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

追加して、幾つか伺っていきます。

まず、先ほど教育長の御答弁の中にもありました。児童・生徒の目指すべき姿、この中の一つにありましたように、児童・生徒が生きる力を身につけています。これはわがまちプランの後期基本計画においても、義務教育の章で31年度末にはこれを目指していると、こういうふうにあります。

これは、文部科学省の示す生きる力の育成、社会人として自立した人を育てる観点、これに通じておまして、文科省はその先にキャリア教育の推進、これを説いておられます。そのキャリア教育の推進の根拠として、教育基本法や学校教育法、これらがありまして、中身、条文を見てまいりますと、よく似た文書と申しますか条文、これが社会教育法の中にも含まれていることに気がつきました。

実際、先生のマネジメント、さまざまなマネジメントのもとで生徒が学校空間を飛び出して、町中の事業所において生きた教材で学んでいる姿、これは古くからとなえられている学社融合教育のモデルになっているのではないかというふうに思います。

本市では、このキャリアスタートウィークは総務学事課が所管しておられますけれども、社会教育からの見地も欲しいところでございますが、これ学社融合について、何かコメントがありませんでしょうか。

もう1点、2回目の質問としまして、事業所との関係について、1点ちょっと御紹介させていただきますと思います。

中学生を受け入れることは、事業所にとっては大変大きな負担となっていると思います。徹底した生徒の安全管理をはじめ指導係の配置、仕事の配分など、協力してくださる事業所には感謝ばかりでございます。

ある事業所の方から直接伺った話なんですけど、授業の一環とはいえ、生徒は夏休みの期間、暑い中通ってくる。自分たちの仕事は何らかの形になれば意欲にもつながるのではないかと。給料を払うわけにはいかないと思うが、彼らの働きに見合ったものを学校に寄附するなどして評価してやりたいが難しいのか。こういったことでした。

この事業所の方、こういったお話であれば、単純に学校に対して金品を寄附するというのではなくて、丸々中学校の生徒A、丸々中学校の生徒Bと、個々の労働に対する対価という形、これをおっしゃっているのではないかというふうに思います。

ここまで生徒のことを考えてくださっている事業所もあります。いろいろと課題はあるのですが、そういった先方の御好意にこたえるやり方、何かないでしょうか。

○議長（児玉朋也） 教育長。

○教育長（大石 泰） まず、1点目の学社融合のための職場体験学習の役割についてでございますが、先ほどの議員さんおっしゃられましたように、学校教育法、また社会教育法に学校教育、また社会教育に共通するような狙いが述べられております。

例えば、学校教育では職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて、将来の進路を選択する能力を養うことというふうにあります。また、社会教育においても、自然体験活動などの体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関することが大切であるというふうに述べられております。ともにキャリアスタートウィークを推進する裏づけとなるものであらうと考えております。

中学校2年生でのキャリアスタートウィークは、将来の進路を選択するための貴重な体験になるとともに、地域の職場で地域の人から職業の体験ができるという点において、社会教育の推進にもつながっているのではないかとこのように考えているところでございます。

次に、事業所についての行為をこたえられるものがあるかどうかということでございますけれども、学校の指導等によりまして、生徒は一生懸命にこの5日間の職場体験学習に取り組んでいます。それにこたえるように、また事業所の方も一生懸命生徒のために尽くしてくれております。

本当、先ほど議員さんもおっしゃられましたように、同じように我々教育委員会としまして、事業所に対する感謝の気持ちでいっぱいでございます。事業所によっては、その5日間の職場体験を過ごした子供たちに、思い出の品を渡したり、また手紙を渡したり、そういうことで子供の印象を強くしているところもございます。

そういった事業所に、我々としても何とかというふうな思いはあるのですが、学校も子供たちの発表会に事業所を招いたり、そして学校が、また学校で指導して子供たちがその事業所に対する感謝の手紙を渡しているというような実例もございます。

ぜひ、こういった取り組みをさらに発展させて、子供たち、そして学校、そして事業所、それぞれが一体となって大竹の町を盛り上げていく、また子供たちのためになっていく、そんな取り組みになればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 寺岡議員。

○13番（寺岡公章） ありがとうございます。

先に事業所の皆さん方、本当ありがたい限りですね。手紙のやりとりなどの話は、今私も知りまして、人の輪と産業の町を体現している事業だなというふうに感じました。引き続き、やはり有機的といいますか、より濃い人間同士のつながりが事業所と学校、また生徒の間に、生徒と指導してくださった方の間に生まれるような、そういう取り組みをぜひこれからも工夫していただければと思います。

先ほどあった、給料払うわけにはいかないがという話も、いろいろ課題はあると思いますが、個別にまた検討はしていただけたらというふうに思います。そういうお気持ちをもった事業所も中にはあるということでお知らせをしておきます。

学社融合の件につきましては、昔からそうなんですけれども、やっぱり学校教育と社会教育、それから家庭教育、連携して進めていきたいと思います。以前からあったんですけど、なかなか難しいところもある。これは、今までの議会と教育委員会の皆さんとの議論の中でも確認はできているところですが、こういった実際に期せずしてこういった形に

なっているものもあるということです、何かやり方の一つとしてヒントになるのではないかと思いますから、学校が一生懸命マネジメントをしているもの、プラスそこに何か社会教育の様相をもう少し加えていくと、全国的にモデルなものになっていくかなというふうな期待もありますので、引き続きじゃあこの件は研究を続けていただきたいと思います。

段階的にちょっと質問をさせていただいているんですけども、こういった先ほどまでのような状況の確認、また個別の質問をさせていただきました。このキャリアスタートウィーク、キャリア教育を考えをまとめていく中で、結局キャリア教育というのは、教育哲学、教育理念としてカテゴライズをされているのではないかと感じたところです。

一方で、キャリアスタートウィークはそれを具現化する手段の一つなのではないかと自分なりに整理をさせていただきました。この事業、毎年行われる事業です。もし仮に、手段の前提にある哲学や理念が現場で語られることがなければ、10年も続けば運営サイドにとって単なる夏の行事、ルーチンになってしまうこともあるのかなと感じています。

この場合、運営サイドは学校現場、教育行政というふうになりますが、この教育哲学、教育理念としてのキャリア教育、この本質論、社会の中でのみずからの立場を知り役割を果たす能力を見つける、文科省が出している定義では、キャリア発達を促す教育というふうな定義もありますけれども、こういった本質論、総論を確認する、学校現場、教育行政で確認する組織的、また時間的余裕というのは現在持っておられるでしょうか。

○議長（児玉朋也） 教育長。

○教育長（大石 泰） このキャリア教育については、大竹市については10年以上の蓄積があり、組織的で充実した取り組みがなされているというふうに考えております。

しかしながら、10年も経過するとキャリアスタートウィークが形式的になる恐れがある、そうならないように学校においても、また先ほど申し上げましたキャリアスタートウィーク推進委員会においても、再度キャリア教育の狙いを一人一人が確認をして、あくまでも子供一人一人がみずからの力で生き方を選択できる必要な能力、態度を育成するような、そんな取り組みを実現したいというふうに考えております。

自分が自分として生きるために学び続けたい、働き続けたいと強く願い、それを実現していく姿がキャリア教育の目指す子供の姿、若者の姿というふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 寺岡議員。

○13番（寺岡公章） 現場のほうで、恐らく今教育長のお話だと随分自信たっぷりに言われたので、恐らくしっかり果たされているのではないかなというふうに思います。

今のお言葉の中で学び続けたいという気持ち、これはまさに生涯学習でございますので、先ほどの学社融合ちょっと思い出しましたので、よろしく願いいたします。

ちょっと発展させて考えていきたいんですけども、この事業が始まる前といいますと、1年ごとで実際に夏休みなんですけど、毎年の1学期の時点で全対象の生徒さんに配布する冊子、これに一番最初のページに、挨拶の中に大竹市をあげての取り組みであると紹介をしております。

この大竹市をあげての取り組み、もちろん継続して何年も受け入れをしてくださっている事業所の存在あってこそですけども、これについては、どこも気持ちよく引き受けてくださっているというお話でございました。

こういった御協力によって、学校、地域、家庭、行政、それから産業がそれぞれ役割を持つことができ、大竹市をあげての取り組みが取り組みとして表現できるのではないかと、大竹市あげての取り組みが実現しているのではないかというふうに思います。

これは、大竹市にとって大きな魅力の一つではないかなと考えます。ほかの市町がどうであるかは、実際に住んでみないと実態把握は難しいのだと思うんですけども、市をあげての取り組みという表現は、そんな簡単に使っていないものではないという感覚があります。でも大竹は今のところできている。

広島市規模になると、最近の広島カーブの活躍で、やっとなんか町をあげて盛り上がっているなというふうな表現はできると思うんですが、町をあげるとはそれぐらいの意味だというふうに思うんですけど。

そう考えますと、人口規模で言えば県内では目立ちにくい大竹でございます。その人口規模で目立ちにくい部分を逆手に取ったまちづくりが可能であると言えるかなと思います。要は町全体がぐっと動いていける、そういったポテンシャルをもっている、そういったことではないかなというふうに思います。

現在、小学生の児童にはわがまちプランの将来像や基本理念を学ぶ機会を設けてくださっているようです。このような、先ほどのポテンシャル、大竹ならではの特性というのを、小学校の小学生のころよりも一層の経験を積んで理解の進んだ中学生、生徒が学ぶ機会を設けてみてはいかがでしょうか。

わがまちプランの基本理念、これにプラスしてより具体的な町の特長を知ることが大竹を愛する人づくりを確かなものにしていくと考えますが、このあたりいかがですか。

○議長（児玉朋也） 教育長。

○教育長（大石 泰） 職場体験学習を受け入れてくれている事業所には、全てキャリアスタートウィーク実施中というのぼりを立てていただいているところがございます。こののぼりを見た市民の方が、中学生に対してよく頑張っているね、これからも頑張りをなさいよというようなお声をかけていただいている、そんな光景も見ることができます。本当に、市民のそういうような温かい気持ちが子供たちを育てていただいているのだなと、改めて感謝している次第でございます。

小学校への取り組みということでございますけども、今、小方中学校では、職場体験学習をした中学校2年生が発表会として小学校6年生に向けてその発表をしているところがございます。

自分たちの体験を小学生に伝えていく、小学生もその取り組みを聞いて大竹の町とか、また働くことの喜び、働くことの厳しさ、そういうものを知っているということでございます。

また、小学校については、勤労観を養う日常的な取り組みとして、給食当番であるとか、掃除当番であるとか、日直、係活動などの役割を担いながら、働くことの意義や大切さを

学んでいるところでございます。

こういった日常的な取り組みを充実させながら、ぜひ中学校との連携をさらに発展をして、中学校での職場体験学習がさらに充実するように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 寺岡議員。

○13番（寺岡公章） ありがとうございます。

小学生の学びを深めていくこと、もちろん大賛成でございます。中学生にしても、その体験を年下の子供たちに伝えていくというのは、やっぱり自分の中で反省をしていかないと言葉になりませんし、反省をすることでさらに深く身につけていくと、そういった効果大いに期待できると思います。

ただ、私が先ほど提案しましたのは、中学生に対してわがまちプランの将来像や基本理念、これにプラスしたより細かな大竹のまちづくりに関する特性、こういったものを中学生に学んでもらう機会をつくれなにかということでございまして、というのが、小学生のころにそういったわがまちプランの理念、これを学びました。

これに上積みして、何か中学になったら学ぶと、要は小学生のときに1を学んだから中学生になったら2を学びましょう。これは、教育の基本中の基本、スタンダードなやり方だと思っただけです。

要は、大竹を愛するひとづくり、これはわがまちプランの中でも中枢部分にあると思うんですけど、これを大きなテーマとして、それぞれの年代に応じたキャリア発達を促す場面をつくる、こういったことが検討していただけないかなという提案でございます。

小学生で学んで、一度学んでそれを放ったらかしではなくて、よりわがまちプランの細かな部分、中学生になったら入っていくと。そんなに時間をとる必要はないとは思いますが、こうやって二度、三度と子供たちが町の計画について触れることが大竹を愛する人づくりにつながっていくかなというふうに考えます。

このノウハウにつきましては、キャリアスタートウィークを10年以上やっておられる大竹市には、もう既にノウハウはあると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

小学生と中学生は同じ子供とくくられがちでございますけれども、市民としての役割は異なっています。少なくとも中学生は小学生と同じにはくくられたくないでしょう。中学生がみずからを省みて、みずからの役割に気づき、それを果たすと、文字どおりキャリア教育の成功と10年後の市民自治、これにつながることを大いに期待したいというふうに思います。

これまで、キャリアスタートウィークを皮切りにしてキャリア教育、そしてわがまちプランまで入らせていただきましたけれども、議長にお許しをいただけるようであれば、総合計画のほうにもちょっと入りましたので、キャリアスタートウィーク、それと大竹を愛する人づくり、これについて、市長さん何かあればお答えをいただきたいんですが。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 今、教育委員会で行っておりますキャリアスタートウィーク、子供た

ちの体験教育という一環で、大変仕事を通じて学校で得られない新しい視点で大竹市に接するという、大変いい機会だということでありがたく思っております。

自分たちの保護者の皆さんがどのような仕事をしているか。自分の保護者に対する誇りを持つ。それから、どういう仕事が大竹にあり、どういう大竹は生業をしているかということ、そういう機会に触れることによって、大竹に誇りを持つということ、そのことは大変ありがたく、また、受け入れられる側においても、子供たちと一緒に育てるという機運が醸成されていき、大竹が一つになっていくという、多くの企業の皆さん方が御協力いただいていることについても、深く感謝をしているようなところであります。

大竹の子供たちが大竹に誇りを持つ、誇りが持てる、そのようなことを教育としてきちっとやっていくということ、大竹はだめだ、だめだと悲観ばかりする大竹の町の中で、子供たちが将来にわたって誇りをもって、愛着をもって、そしてやがてはこの誇りを持てる大竹の町に帰ってくれる、そういうふうな教育につながっていくような気がして、大変ありがたく思っているようなことでございます。

今、わがまちプランについて、ちゃんと子供たちに理解をする教育をしたらどうかという御提案もいただきました。大竹の町、非常に今まで先輩方がこれほど多く災害がある中で、大竹の町の例えば小瀬川一つ見ても、もうコンクリートでほぼ100%が護岸ができて、急傾斜地についても、もう八十数%、90%ぐらい急傾斜地の工事が済んでいる。砂防河川についても、砂防堰堤がもう先輩方が営々と築いてくださっている、非常に安全な町であるというようなことも、いろんな場面でぜひ子供たちに学んでいただきたい。

そして、大竹に住めばどこの場面でも景観は美しい、いろんな公園があり、いろんな楽しめる場所もある、大竹はすごいねと、子供たちにぜひ思ってもらい、誇りに思ってもらいこの町、そういうことをぜひこのキャリアスタートウィークだけでなく、教育委員会のほうでしっかりと教育していただけたらというふうに思っております。

○議長（児玉朋也） この際、お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、9月7日の本会議に一般質問を継続したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって、一般質問は9月7日の本会議に継続することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

お諮りいたします。本日議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。明日9月7日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

16時22分 延会

(28. 9. 6)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年9月6日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 末 広 和 基

大竹市議会議員 賀 屋 幸 治